伊波普猷における信仰と愛郷主義(二・完) : キリスト教による国民道徳の形成

石田,正治 _{九州大学法学部教授}

https://doi.org/10.15017/2117

出版情報:法政研究. 65 (2), pp. 77-129, 1998-10-21. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

伊波普猷における信仰と愛郷主義 (二・完)

―― キリスト教による国民道徳の形成 -

石田正治

三教会同 -----「一等国」と大逆事件 日露戦後の社会変化 -----「一等国」と大逆事件

一 三教会同 —

沖縄人の「個性」と琉球史の「趨勢」(以上前号)

― 国民道徳の再興とキリスト教(以下本号)

蔡温の「自覚」と宜湾朝保の「出現」

序

(二) (一)

向象賢の「金の輪」

沖縄人の個性-

― 「琉球史の趨勢」

65 (2 • 77) 457

- (三) キリスト教会とナショナリズム
- 三 宗教と国民道徳 —— 古琉球の祭政一致論
- 二 尚真王の平等主義

政教一致ノ国家」

河上肇の古代国家論

↓「進歩せる宗教」とあらたな国民道徳

結びにかえて

二 三教会同 ―― 国民道徳の再興とキリスト教

伊波は明治四二年(一九〇九年)一〇月に沖縄中央教会で「沖縄民族の基督教化」と題する講演をおこなっている。 は それらの挿話が興味深く語られれば語られるほど、行論のなかに埋め込まれた、「神意」とそれにもとづく「個性」 に少数者にとどまっていた社会では、キリスト教信仰に論旨の展開を支えられた言説は理解されにくかったであろう。 を打ったかは疑問である。 の発揮というキリスト者としての主張は、それだけ不鮮明にならざるをえない。 しかも、 伊波普猷は、 キリスト教信仰が、憲法によって法的に承認されるにとどまらず、社会的にも認知されることが必要であった。 伊波の講演は、 宗教的な確信に裏打ちされて、「沖縄人の個性」の意義を主張した。しかし、 表面的にはあくまでも、 帝国のなかに沖縄人はいかに生きるべきかという理念を伊波がより明確に語りうるために いくつもの挿話をつないで琉球史を通史的に叙述するものであった。 伊波の確信が、 キリスト教徒がいまだ どの程度沖縄人の心

夫清三郎の大著 スト教会の反応をおうことにする。 な発言をうながすことになる。 れるような社会変化が進行しつつあった。 て沖縄で布教活動を論じているあい あるまい。 メソジストが伝道活動をとりわけ重視することから推測して、 たし か 『日本政治史』 に 布教活動 によって概観し、 は、 伊波の発言をみるまえに、 いだに、 社会的な認知をえるためにも主体的にとりくむべき課題であった。 それは、 ヤマトでは、 さらに、 伊波に、 日露戦争をへて、 「三教会同」という内務省の対応策とそれ 本章では、 帝国のなかに沖縄人がしめるべき位置につい この講演が布教にかんするものであったことは この社会変化がどのようなものであったかを信 宗教の社会的役割があらためて問 にたいするキリ 伊波がこうし ての 間違い なお あ らた

日露戦後の社会変化――「一等国」と大逆事件

(--)

日本は 勝利が 五月の日本海会戦で勝利をえたのを好機として、アメリカに講和の斡旋を依頼した。 開始すると、 ことへの国民の失望と不満」を直接のきっかけとしていた。この戦争を遂行するために、 特別税を負担していた。 くれると信じたからであった」と指摘している。 社会変化は、 緒戦においてこそ勝利をかさねたが、 実質的でなかったためであった。 明治三八年 ロシアにたい 信夫清三郎は、 (一九〇五年) 三月には戦局が転換しはじめた。 して勝利をえたにもか 当初ロシア政府は革命の勃発にそなえて第 国民がそのような重荷に耐えたのは、 口 このような結果におわっ ア軍が、 か わらず、 戦況の悪化は革命状況につながると判断して急速に増強を 円 の償金も 日本政府は戦争終結の たの は、 「償金と領土が困苦の生活を解放して 平 周知の 方メート 口 線の兵力を温存してい シア軍はさらに増強され ように、 国民は二 ル 0) こための が領土も 日露戦争における 度にわたって戦時 条件を模索し、 とれ たので、 つ た

費も枯渇しつつあった。 和会議が開催された八月には、一〇万のヨーロッパ戦列兵が満州に展開するにいたっていた。一方で日本はすでに戦 なものであった。 おける日本側の最大の関心事は、 0) は当然であったし、 しかし、 実際、 戦場における勢力関係からして、 そのような理解は国民には共有されていなかった。 日本政府は、「はじめから償金を強要できないことを知っていた」。それに、 朝鮮・満州における独占的支配権を確立することであって、 講和会議でロシア側が賠償金の支払い 民衆は各地で講和反対運動をおこし、 賠償金の獲得は二次的 に一切応じなかった 講和会議に

政府支持の新聞社を襲撃し、

反対運動を取り締まる警察署を破壊した。

戦闘を象徴し、 額の賠償金がえられた。 この感覚は鋭敏な作家にのみ限られたものではなかった。 たん割譲に成功した遼東半島がロシア、ドイツ、 統合した。 たった田中義一 にさへ言葉をかけてみたいやうであつたのが、 もとづく連帯感とを疑問の余地なく表現したものであった。 たいする敵愾心によっていっそう強化された。 これより一○年前の日清戦争のときには、 国民は 明治三九年に発表した『号外』のなかで、「〔明治〕三七年から八年の中ごろまでは、 日本の国民は、 戦闘と勝利のたびごとに国民の網膜につよく焼きついた。 は、 『民の父母』としての天皇を『臣民』として仰慕した」。この天皇を中核とする国民的統合は、 明治四四年(一九一一年)、在郷軍人制度にかんして講演して、つぎのようにのべ 信夫はこの戦勝の意義をつぎのように指摘している! 天皇のもとに結束した。大本営とともに広島に進出して師団司令部に起居する天皇の姿は、 戦争は連戦連勝で決着し、 今では亦た以前の赤の他人同志の往来になつて了つた」 フランス三国による干渉によって清に還付されると、これらの諸 国民的に共有された「臥薪嘗胆」 日露戦争においては戦争指導に参画し戦後は練兵の責にあ 日露戦争の結末はそのような意識を霧消させた。 台湾と澎湖列島が植民地として獲得され、 天皇は、 「日清戦争は、 のスロー まさしく『国民各個の心中に -ガンは、 通 りが ついに日本の国 敵愾心とそれに と語ったが、 りの赤 た 国木田 の他人 三 十 ζĮ 君 つ

臨

に

虐殺)」だったと指摘している。

桂内閣は、

このような強圧政策にくわえてこの年の五月には特別高等警察を設置し、

「桂内閣が社会主義運動の息の根を止めようとしたポグ

明治四四年

(一九一一年) 一月、

一二名を絞首台

おくった。

この大逆事件について、

信夫は、

宮下、

新村、

古河の四名をふくむ二四名に死刑を宣告して、

思 ふ_{(?} だけ人間 n 七八年の戦役の終わりには、 ……今度の一 の気風 が全般に亙って緩くなつて居ると思ふ。 等国とい 『臥薪嘗胆』 ふ言葉には、 といふ言葉が流行したが、 何だか斯う威張ったやうな、 ……どうか此の臥薪嘗胆を一 日露の戦役後には、『一等国』 満足的の意味が含まれて居るのである。 般の国民に及ぼして行きたい ふ言葉が生 それ

菅野、 圧的 義の それ自体具体性を欠いたものだったが、 噬むも復た将に及ばざらんとす」として、 きにあげたような「民心の堕廃」 を出版して国体論を批判し、 会党を結成して体制批判の言論活動を展開した。これと時期をおなじくして、 らたな展望をあたえた。 政府を憂慮させ 如き、 な政策が、 (一九〇八年) に成立した第二次桂太郎内閣は、 今日は尚ほ繊々たる一 菅野すがに 新村忠雄、 たものはこのような人心の弛緩だけではなかっ 木下尚江をはじめとする社会主義者は、 古河力作とともに明治天皇の暗殺を計画するにいたらせたと示唆してい 「到底温和な手段では主義 宮崎民蔵は土地復権同志会に拠って地主的土地所有制度を批判する論陣を 縷の煙に過ぎずと雖も、 とを取り組むべき課題としていたが、とくに社会主義にたいしては、 桂内閣は、 社会主義の 計画に参画していなかった多くの社会主義者をも逮捕 の伝達などはできない」 「蔓延を禦ぐ」ために強圧的な政策をとった。 日露戦争後の膨大な戦時国債の処理という「国歩 若し捨てて顧みず、 た。 明治三九年 講和に反対する民衆の騒擾は、 北一 他日燎原の勢いを為すに至ては (一九〇六年)、 と確信させ、 輝は 『国体論及び純正社会主義』 合法政党として日本社 明治四三年 (一 る。 信夫は、 社会主義者にあ 「彼の社会主 は 艱 0) 難 た(8) 結局 計 九一〇 この とさ 臍 明治 画 は 強

口

組

版集会等を抑制」

して社会主義の

「蔓延を禦ぐ」

ため

<u>め</u>

連の政策があい

はあったが、工場法を発布した。こうして、「所謂社会政策を講じて予め禍源を防」 一方で、二月には貧民救済の勅語を発布して恩賜財団済生会を設置し、 翌三月には、 ついで実施されたのである。 ぐとともに「社会主義に係 施行は五年後という条件つきで る出

(\Box) 三教会同

聞 竹次郎が、 別の方策によって社会主義を抑圧しようと模索していたのはあきらかであろう。 殊に恐多き大逆の企をなす者すら生ずるに至れり」と批判的であった。 会主義の抑圧を持続する姿勢をしめしていたが、 を禅譲した。 来山県、 ては神仏耶三教の管長若しくは代表者連合会同を開き、 心に及ぼす感化の甚大なるを見」た経験によるものであった。 沖縄毎日新聞 第二次桂内閣は三年間存続して、 だったと指摘する。 は 桂、 「宗教と道徳」という見出しをつけて床次の提言にか 宗教によって人心を収攬するという提言をおこなったのは、 内相に就任した原敬は 松方、井上、 の記事によれば、 たしかに社会主義の抑圧という基本姿勢において両者は大差がないが、 大隈、 渡辺 この提言は 明治四四年(一九一一年)八月、 「今日に在りては社会主義も破壊主義も殆んど区別をなさざるなり」として、 (宮相)、大浦氏等、 「同次官が地方局長時代海外を漫遊し彼の土に於ける宗教的勢力が人 一方で桂内閣の強圧政策にたいしては、 国民道徳の涵養に宗教の力を利用せんとする案を樹て、 閣外の有力者にも賛同を求め近々実行を試みんと種 んする長文の記事を掲載した。この記事は、 明治四五年(一九一二年)一月二一 第二次西園寺内閣に 信夫は、 原にとっては時宜にかなうものであった。 原のもとで内務次官に就任した床次 「原と前首相桂太郎の差は五十歩百 「却て其主義者を増加し、 「情意投合」 しかし、 日 0) によって政 『大阪朝日 原が桂とは 「内務省 頃日 一々協 社

教育に利用せんとする内務省の企は、

Ł

0

かどうか

は

「大疑問」

であって、

「為政者が方針を謬りしを以て主なる原因」

世界を逆転して二三世紀の過去に引戻さんとするもの」

<u>ک</u>_{آ3} 議中なりと伝 を教ふるの を要す、 「一宗教と国家との結合を図り宗教をして権威あらしめ、 蓋し国民道徳の涵養は教育と宗教と相待つて始めて完を得べきものなるに、 実情なり口各宗教家の接近を益密ならしめ、 چ と前置きをしたうえで、「床次内務次官の説明する所」として、 以て時代の進運を扶翼すべき一勢力たらしむるを要す、 国民一般に宗教を重んずるの気風を興さしめんこと 提言の内容をつぎのようにしるし 現今は教育に依りて今日 [の道徳 굸

うも 示され」 の大政変と與に教育と宗教とを分離」 の学術の進歩は更に伝承的教理のみを説く宗教の権威を薄弱ならしめ、 に思はる」。 想信仰と泰西の思想信仰との調和を計り、 の涵養を助成」しなければならないというもので、 没交渉なる態度を採れるを不可とし、 大阪朝日新聞」 今日にては進歩せる国家組織の教育は、 であり、 のだと解説した。 ている。 記事はさらに、 「世界の大勢、 近年にいたって「所謂危険思想なるものゝ輸入」 の記事は、 そこには、「各宗派共通の宗教的道義観念を求め、 思想界の潮流」 この企画は さらに、 したのであって、 道義の壊頽を防ぎ、 このような内容について、 「一見極めて善き思附き」 世界的に思想界の融和を企画せんとする、 に逆行するものだとして、つぎのように批判した―― 歴史的宗教より全然分離せんと努力せざるはなし」。「日本に於ては維新 「其の方法の第一歩として、 「教育の目的たる国民道徳の基本は教育勅語によりて明 徳育の根元を養ふには、 床次の見解は がみられるが、 のようだが、 教育と接触せしむるの却て弊多きを覚知 社会風教上に利用し、 各宗派代表者の会同を催 「到底好良なる効果を齎すこと不可 「今日の我が教育方針が それが 教育上に宗教を結び附け以て徳性 極めて広く且深き願望もあるや 「教育者の 進んでは東洋的 「十八世紀末以後 罪 0 み 全く宗教と そうと に による かか 0) 思

とする議論もある。

結局、

に他ならない。

また、

初

ぬより之を喜ば」ないであろうし、「宗教宗派の合同提携など実際に於て不可能なる事」は歴史が証明するところ

「真の教育家のみならず宗教家にても真信念を有するものは、

内務

省

の働きかけをうける教育者や宗教家の側でも、

等にも様々に伝へられ頗る難かしき問題なるが如く見えて」いるが、そのようなものではないと、 と称するも彼の大逆事件の連類者には熱心なる宗教信者ありしにあらずや」という質問がおこなわれた。(活) 宗教利用に就ては…… 為には何 月七日の であり、 考へは毛頭ありません唯如上の趣旨に依り現に社会の為国家の為に貢献しつゝある宗教家と一夕会合して其の意見も した 後退して、「本大臣は近々国家に功労尠からざる各宗教者と一夕の歓談を共にせんとの考へはあれど之も決して政 猛烈な反抗が起つて、 で又社会の為にも全く無益となるまい 聴き又懇談も致して見たい に於て相当の尽力を為すが最も適宜の処置だらうと考へて居ります併し此の際宗教をどうにかしやうかと云ふが 0 から「多く之〔三教会同〕 |混同の端を開くが如きものにあらず」と答え、さらに貴族院予算総会でも「宗教家の会同に就ては世間にも新聞 この記事をはじめとして、床次の提言にたいしてはさまざまに疑問や批判が提示された。『大阪朝日新聞』 「各宗教の共通点を採りて之を教育に利用せんとするが如きは机上の空想」にすぎないというのである。 んな事でも遣るといふ方針の下に計画されたもの」だが、「其の計画が風評に上つただけで、 「天声人語」 「元来社会改良に就ては行政教育の両方面以外にも相当の力を要することがあります宗教の如きは其 何うやら新危険思想が湧き相だ」と皮肉った。 のなかで、この企画は「役人の時候遅れを遺憾なく発揮した」ものであり、「危険思」 政教混合の嫌ひあり又政府は今回の企画たるや宗教を以て危険思想を防遏し国民道徳を進めん に関係する所なく」とみられていたが、このような疑義にたいして床次の案よりも大幅 とい ふだけの事であります…… といい ふ極めて単純な意味に外ならぬのであります併し此の単純な事が幾分社会 (そうすることは) また、 衆議院では二月二〇日、 自分に取りましても洵に喜ばしきこと つぎのように 「内務省発案の 宗教家の間 原は、 想 は、 防 0) 当初 止 如き 方 0

道徳の為に好結果を生ずるならば極めて望外の仕合であります」。

進取 て 0 賛成する能はざる所にして、 ために、 問 についてつぎのようにのべ ħ の発言はもっぱら「経世的」 を認むる事が出来る」 は きは決して徒爾なる挙ではない」とのべてい Ł ば決して新参者なりとて継子扱ひにす可きにあらず、 題 は 「宗教と相依り相扶け」ることで「一国の 視同仁に取扱へばこそ我国のキリスト教として健全に発達することを得可きなり、 の精神を以て進みたればこそ、 0) 0) か たらずんば決して精神界の 研究会」 床次の企画がキリスト教を神道仏教と対等にあつかうことを意味していたからである。 三宗教家のあい 床次の提言はこのような批判や疑義ば で演説して、 のだから、 だの たったし キリスト教も信仰の自由を許されてをり、 宗教的教化によって国民に 観点からのものだったが、 「疎遠を減」じて「宗教意識の新気運」 「政治家は経世的の見地から宗教を善用せねばなら 発展を期すべ 「世間には基督教を神仏と同等に取扱ふを以て甚だ不可なりとするものあれど予□ 今日の如く発達したれ、 道議を健全にせねば」 . る。 、からず」。 19 「教育の大体」 かりを被ったのではなか 継子扱ひするが彼等を非国家的非愛国的たらし キリスト教徒は別の観点から床次の企画に賛同してい 「確固なる至誠□ 精神界に於ても開発進取の気を以てキリスト教をも は ならない。「各宗教宗派」 「教育勅語」 0) 而かも今日わが国に広く行は 「発生」 |信念を養はしむ」ことの必要を説き、 つた。 を促すと主張し、 によって確立され 大隈 Ŕ 重 我国 信 というの は の政治経済 には 床次は、 内務省今回 とくにキリスト教 であ ては 道徳上の れつゝ むる所以にし る₁₈ 「宗教家会同 方面 るが、 あるをみ この の普 の挙 た。 我国 開 その 大隈 そ 遍 の 7 n 如

教徒の大論争」 と題して発表したキリスト教批判を意識したものであった思われる。 研究会での床次の発言は、 をひきおこして世間の注目をあつめ、 東京帝国大学教授井上哲次郎が明治に 「賛否の議論諸誌に囂しかつた」。 井上のキリ 二六年 八九三年) スト教批判は 井上は、 に 「教育. この 国家主義論者と基督 こと宗教 「教育と宗教の 0 衝

なり」と論断する。 失」うのであり「国の災実に是れより大なるはなし」と主張した。 衝突」 下だせば……耶蘇教は国家に適せざるものにあらざるが如し」だが、これらの国でキリスト教がつよい影響力をもっ に抗 義にして忠君愛国を重んぜず」、国家の進展にも役立たない。あきらかに、井上の議論は床次の認識と逆であった。 国家主義」だが、「新約全書中国家の事を説く所」がほとんどないことに示されるように、「耶蘇教は実に無国家主義 ているわけではない。 「方今卓絶せる哲学者科学者等を見よ、 いて勅語に敬礼するのを拒んだことをとりあげて、「嚮きに教育に関する勅語の出づるや……唯ゝ耶蘇教徒 せり」として、キリスト教は のなかで、 明治二四年(一八九一年)に、当時第一高等中学校の教員であった内村鑑三が教育勅語の拝読式に では欧米諸国の発展をどうみるのか。井上は、 「科学の進歩迅速なるが為め、 「元と我邦に適合せざるの教」であり、 其真誠に耶蘇教の信者たるもの果して幾人かある」。キリスト教は「非国家主 井上がかかげた論点を否定しておく必要があったのであろう。 耶蘇教は益々勢力を欧州に失ひ……其精神は已に消失せり」。 井上は「勅語の主意は、 ヨーロッパ諸国について「鳥渡表面上より観察を キリスト教徒は 「知らず識らず愛国心を 一言にして之を言へば のみ之

(\equiv) キリスト教会とナショナリズム

床次は、

みずからの提言を正統化するためにも、

のであった。 にみられるような異端者あつか したが、しかし、 政府から提供された三教会同という機会は、 無教会派の内村鑑三はのちに「三教会同は一時の遊戯」であり「今日生れて今日消えて了つた」と批判 教派組織をもつキリスト教会の側は、 ζĮ のなかで教勢の拡大に腐心していたキリスト教会にとって、 信仰の自由を憲法によって公認されてようやく二〇数年、 本多庸一を中心として積極的にこれに応じた。本多は、 たしかに歓迎すべきも 井上の この

|教会同という単語がはじめて『護教』

にあらわれたのは、

明治四五年

九一二年)

月二六日であ

る。

主

筆

高

キリ 社会の 立場でもあった。 n 梶之助とともにヨーロ は キリ 発言と軌を一にしていることについては、 道に尽さゞるべからざるの儀に御座 年 61 新年に際し寸刻も忘るまじきは……思想信仰の自由を有する事 企 ゥ にしても、 確 のであり、 画 を…… スト ス が か め ŀ 風紀上、 公表される直前 ようが 教徒は 者の 抑 彼が キリ も亦聖明 国家的使 ない 否人類修養の問題上、 「憂国愛人の志士」 :床次の提言を歓迎するのは当然であった。 スト教徒にまで信仰の自由 が、 ツ パ 命に の下憲政 の L 明 か に派遣されたこともあるので、 治四 つい Ų 五年 てつぎのようにのべてい 0) 本多は、 恩沢に帰するは言を待たざる処に御座候、 として布教に邁進すべきであるというのである。 候26 (一九一二年) 我聖教の必要欠くべからざるを認むるに於て吾儕憂国愛人の志士として誠心伝 --「同胞の思想上、 桂内閣 贅言を要すまい。 とい のもとで、 う「吾儕共通の幸福」 正月、 た V 日本メソジスト教会機関紙 社会の それは、 ちはやく内々の打診は受けてい 日露戦争は義戦であると主張すべく日本基督教会の井深 本多の発言が床次の企画を念頭においてのことかどうか に御座候…… 「吾儕共通の幸福! 風紀上」にはたすべきキリスト教信仰の意義は大き 彼が監督として指導する日本メソジスト をあたえてくれた明治国家に報いるため 此時に当り此明世に於て同胞の思想上、 基督教の禁制全く解けて以来僅に二十二 は指折り算ふるに遑無之候得共、 この主張が 『護教』 た可能性は に監督公書を発表して、 研究会席 であろう。 (27) 上 0 床次の ひコ ず 此

作せ 木壬太郎は 信仰 得べきや んとせるは決して誤りたる見解也と云ふべからず。 は は甚だ疑はしき処なれ共、 〔政策によって〕人心に植え付け得らるべきものに非ず。 神仏耶三教徒の会同」 が 政府が従来久しく度外視したる宗教の勢力を認めて、 企画されてい るという報道を紹介したうえで、 前内閣の文部省が祖先崇拝を奨励し、 去れば内務省此度の計画 つぎのようにのべ 之に依て国 神社仏閣へ参詣せ が 如何 |民の道 なる点迄 た (徳を振 L 真 也

である。29 乏 の宗教、 政府 文明の方面のあるを看取すること能はざる滔々たる現時の為政家中に在りては寧ろ卓見なりといはざるべ び宗教に関する知識」を拡大し、 想を養成せしむることを得ざるべし」という床次の談話を引用し、 との不完全さを指摘して、 る等のことに依りて、 るのと対照的であった。 国民をして真に神を畏れ正義を愛するものたらしめんことに力を尽くさゞるべからず」と、 に走り上下 によって三教会同が頓挫したという噂を「信ずる能はざる所」と否定したうえで、 からず」。三教会同にたいする高木の評価は、 高 を是正する必要があると「心付」いたことを評価した―― ぶりをしめすものだと反発をしめした。それは、 が提示したこの機会を無にすることなく、 すなわちキリスト教の意義をもみとめたことにあった。 そのように寛容であること、 さらに翌週の 相競ふて利を求め、 国民の道徳を涵養せんとしたるに比すれば、 キリスト教会は、 『護教』 「本に遡りて神と云ひ天といふ所に常々接触するに非ざれば、 滔々として腐敗堕落に赴かんとする有様」を「救はん」には、 「世界の諸宗教の間には類同近似するものあり」という認識に達しているとい に、「基督教と他の諸宗教」という論説を掲載した。 すなわち、 学術研究の発展と国際的な交流の活発化によって、 「我々直接宗教の事に与かるもの」は、 この企画の有効性如何にではなく、 「基督教の主張を一 キリスト教徒が「基督教以外の宗教に対して寛容」 「西洋文明の物質的方面に眩惑せられて、 高木は、 床次が、「我が国民が近年著しく主我的個 歩も譲らざるを示すと共に、 「国民道徳の涵養」を教育のみにたよるこ 仏教側の反対は彼らの 今回の内閣が「神社仏閣」 「更に根底深き所に眼を着け、 論説は、 国民をして公明正大なる思 高木は 「基督教以外の文明及 仏 まず 教徒 或点迄は此等 強調した。 敬神思想の欠 一部の反対」 更に精神的 に からず」。 なって 狭隘頑 人主義 以 うの

る我国

「に基督教を宣伝」するためにも必要であった。高木は、

致する所あるを承認し、

之に対して寛容の態度を取る」ことは、

宗教の起源にかんする宗教学者の議論を紹介し、

「基督教以外の諸宗教が長く発達し来りた

諸

外

百尺竿頭更に一歩を進めたるものなりと云はざる

取材し、

「三宗会同に就いて」という記事を書きおくった。

比嘉はこの会を「宛然世界宗教風俗の展覧会とも謂ふ

比嘉賀秀は、 表 で反対の態度をくずさず出席しなかったが、 ŧ 陳して、 教と他の諸宗教との相違は相対的」であって「絶対的」 きさを読み取ることは容易であろう。 0) ŋ である。 と か に たっているが、 ることを根拠として、 らである。 初期キリ か、 明 東本願寺は 一三名、 |其趣を同うするもの| キリ をなしたのだと主張する。 確 どの点で であり、 大方の教を請はんとするの機会あるべきを信ずる」。 スト教が法的承認にとどまらずに政治的社会的に承認され さらに、 キリスト教代表七名をあつめて開催された。 えト 当時はバプテスト教会に属する神学校卒業生であって、 たとえば、 「之を以て天地の本体宇宙の実在なりとす点」 この会同は仏教固有の 仏教の 教時代のギリシャ出身の教父等が 「之と争ふべきや」ということである。 「原始儒教の思想」 神仏儒 一慈悲」 神道の: であり、 はこれまで も儒教の それはこれらの諸宗教が、 神観念は「甚だ幼稚にして模糊たるもの」ではあるが、 また、 は 三教会同は、それが政府の期待どおりの効果を発揮しうるかどうかは 「歴史宗格道徳」 「却て基督教の思想に近い」。 匚 「国民を指導教化」 仏教の 三教会同は二月二五日、 ₺ 「詮ずるところ」 「希蠟哲学」は 「真如」 のちに伊波普猷とともに沖縄組合教会を設立することに を無視し ではない。 これ は、 不完全ながら、 は して この論説から、 ではキリスト教と「全く一 「哲学的」 「重要問題」 「国民の信仰心に迷ひを与ふる者」として、 「基督教の現はるゝ迄の準備に外ならず」としてい キリスト教の 「基督教の高尚なる思想を容易く領解し得るの準 るための、 問題は、 原内相名で華族会館に仏教代表五一名、 さらに、 『沖縄毎日新聞 で「基督教の人格的なる神の キリスト教と どの点で「在来の諸宗教と調和」 であって、 会同の実現にたい 倫理道徳の面では各宗教の類似性はよ 願 ってもない機会であった。 愛 の東京通信員としてこの会を 「我々は此点に就て卑見を開 と別ではない。 キリスト教における神 「一致する所」 致するところなきに非ず」 する高 木 だか 思 をもってい 0) 想 別として 期 5 神道代 最 とは 待 できる 0) 「基督 の大 後ま 思想

隔

る

宗教及教育の間を融和し国運の伸張に資せられんことを望む」。 其教義を発揮 宗教者側が 健全なる発達を図り社会状態の改善をなすことに関し今後諸君の尽力に待つ所多大」という挨拶を紹介し、 と相合致するものなるが故に吾儕は其意を諒とし将来益々各自信仰の本義に立ち奮励努力国民教化の大任を完ふせん りして多年尽力せられつゝあることは夙に認識する所にして又深く感謝する所」であり「世運の進歩と共に精 く真に前代未聞 を守り同時に互に相協力し以て皇運を扶翼し時勢の進運を資けんとするに在ることを認む是れ吾儕宗教家年来の主張 府当局者の意思は宗教本来の権威を尊重し国民道徳の振興社会風教の改善の為に政治、 ことを期し同時に政府当局者も亦誠心鋭意此精神の貫徹に努められんことを望み左の如く議決す。 「政府に奏上し且つ一般国民に公表」した「決議案」を引用した― し皇運を扶翼し益々国民 の奇観なり」と表現し、 〔道徳〕 原内相の、「従来人心を指導し風教を振興するに就て諸君が各宗教の立場よ の振興を計らんことを期す。 /一、吾儕は当局者が宗教を尊重し政治 「吾儕今回三教者会合を催したる政 宗教、 教育の三者各々其分界 吾儕は各々 さらに、

宗教とに就て各其の本領を定め分界を立てゝ而して其の接触点を結付けるのは何れの国でも必要なことであるが、 界を守つて其の範囲内に於ては自由であるが、 て、 毎日新聞 治が宗教の社会的役割を認めた点にあるとして、 に現在の日本には其必要がある。 八日に この会同のため 然も共に一国民の生命に関係する以上は或る点に於ては接触せねばならぬ。 上野精養軒でひらかれた三宗教代表者と学者教育者、 は姉崎の談話に に三教のあいだを斡旋したのは東京帝国大学教授姉崎正治であった。 「宗教家会同に連関する問題」という題をつけて連載した。 ・兎に角明治六年文教院解散以来明治政府の宗教政策は冷淡から疎外となり、 ある点に於ては接触結合するとい つぎのようにのべた―― 総勢二百名をこえる大懇親会をもとりしきった。 「政府と宗教とは各別の方面 即ち ふ結論である…… 〔吾々は〕二つの関係は相 彼は、 姉崎は、 さらにその三日後の二 この会同 かくの如 に 職務があつ 一の意義は く政治と 「沖縄 互分 殊 疎 政

綻 でもないあらたな宗教政策をたてて宗教との 而 教 あ 外 の方でも……二者の関係する結合点に就ての方面の実行は全然無かつた。 、から無界思想となつて来たのである。 も考えずに棄てゝ を是正しなければならない 夫 れと相対して現在の宗教は何れも人間 置い た問題を提起しただけの効力は認めなければならぬ」。 色々の点に政治の破綻はあるが此の方面の欠点から生じて来た事 「接触」 の社会的生活に対する思想を欠い をはかり、 宗教に社会的役割をはたさせ、 今度の会同問題は・ 国家は、 てゐる。 政教 ……夫故に政府の方でも宗 かくして「政治 致でもなく ・当に考ふべ は尠からず 政教分離 し 0 破

間 活動 Ł であり、 ŋ Ł に と導くという「宗教の本義」 教育の事業は其の本領と其の奥底に潜んだ他の方面とを考へなければ、 れば信仰の要求もある」 が のであった。 深く遠い のではなく、 危 そのような宗教の - (教育) と歩調を保ち、 の 「相互の理解」 井上が二〇年まえに提起した教育勅語と宗教、 と指摘し、 根底から出 勅語に対する信の一念」 「其の基く処が建国の大本国家の理想に基づくのみならず、 適当なる糸口をつけて此等を率ゐる覚悟がなければならない」と主張した。「教育者と宗教家」 宗教の側でも、 社会的役割の と た道 のだから 同 だからだというのである。 (35) 情 を「力あらしめる様にする為めには、 が不可欠であり、 なか 教育の事業は其の奥底に於て人間の宗教心に触れて来なけ 「人心を根本から入替へて難に処しても驚かず死に瀕しても悲しまない をもたねばならない。 に 教育との関係が 教育現場にい 姉崎 とくにキリスト教が ふくまれる。 教育勅語は 0 主張は教育勅語の枠内に宗教を取りこもうとするも る どうしても、 「学校教員に信仰が必要」だが、 直接当面の目的はこれを達し得ても其の足許 「単に社会の便宜功利」 姉崎は、 斯道は万世に亙り人間 との関係にかんする議論に解答をしめす 教育、 「〔人間の 経済、 「精神には感情 道徳、 れば 0) の美性 ために にならぬ その信仰の根本 法律等の のあらん限 つくら 0) 根 方面 社会的 本」へ 兎に もあ 角

之れよりその一分を尽し以て時勢の希望に添ひ一般国民の期待に応へられんことを願ふ」。 基督教の為めに大に祝せざる可らず、今日までの如く基督者は官吏に採用せず生徒は教会に行くべからず等の迫力 ては宗教の大に国民道徳に資する所あるを悟りたるは日本帝国の一大進歩と言はざる可らず、 それも沖縄で活動するキリスト者の立場からの議論は、 の自由も真に発揮せらるべし、 きかという立場から論じた。この立場は、 全然後を絶つに至るべし、 れば地方に於ける政治家、 姉 崎 は 帝国社会の建てなおしに宗教を利用するためには、 教育家は旧思想に捕はれて此新思想に誤らざらんことを一言以て勧めんとす、 時勢既に宗教の権威を認め個人に於て国家に於て大なる力あることを証する斯くの如くな 今日迄基督教は他の二教の如く優遇せられざりしも其実力あることを認められたるは 当然のことながら、 比嘉賀秀の記事にしめされている-キリスト者の立場と同一ではなかった。 Ļλ かにして宗教を国家の基本構造のなかに組みこむべ 此処に於て憲法の信教 「政府殊に内務省に於 キリスト 又宗教家は

その 強い 以後キリスト教は異端視をまぬがれるであろうとこの会同を歓迎し、そのような期待を現実のものにするためにも、 拡大を恐れ」て教会員を「村八分」にし、 であろう。 れだけで、 キリスト者は た。 "沖縄キリスト教史』の語るところによれば、 村落のなかで信仰の拡大を考える者にとって、 「伝道方針」に「父子兄弟の道を尽」し キリスト教会は日清、 それに、 十分大きな進歩であり、 「時勢の希望に添ひ一般国民の期待に応へ」ねばならないと強調したのである。 教育勅語と信仰を調和させるという問題は、 日 露の戦争にさいして義戦論をとったし、 姉崎のように信仰と教育勅語との関係をことあらためて論ずる必要はなかっ さらに「兄弟親族」が 「国家を振興」することを掲げていた。 沖縄では明治四〇年代になっても「村内幹部」 隣人の異端視から政府の手によって解放されるということは、 すでにキリスト教会の側では解決ずみと考えられて 「棄教を迫」るという事件がおこっていた。 組合教会は、 キリスト教が社会的役割を公的 日本メソジスト教会よりも早く、 伝統的な宗教感情 が 「キリスト教徒 比嘉は、 たの が そ 根 0

1/2

幸せなことであり、 に 認められるということは、 あらたな発言をすべき状況が到来したことを意味したのである。 キリスト教会にとってはむしろ当然のことであった。それは、 伊波にとってもたしかに

二 宗教と国民道徳――古琉球の祭政一致論

縄人、 郎 0 沖縄人の帝国のなかにしめる位置をキリスト教信仰の立場から論じたものであることも、 ることが出来るのであります」。「進歩せる宗教」 神的に之を統一しやうとしてゐます。 たって連載された。この演説の結論部分で、伊波はつぎのようにのべている—— ₺ る宗教を措い の強い異種族を御互に同胞と思はせることは不可能であります。 の時期であります。 れ実に大日本の歴史あつて以来の一大時期であります。さうして政治的に之を統一した所の日本人は、 演説を、 触れたように、 0 伊波普猷は明治四五年(一九一二年)三月一七日、 企画をとりあげた。 馬来人、支那人、 伊波の統一の理念とキリスト教信仰の関係をさぐるうえで、 て外には無いだらうと思ひます。 普猷の弟の月城によって筆記され、 ……経世家が心を痛めてゐるところはこゝであります。 朝鮮人という〕これら素性の異なつた異民族を包容して一大国民を造らうとしてゐます。 「古琉球の政教一致を論じて経世家の宗教に対する態度に及ぶ」というこの演説は、 ……今や日本は旧道徳から新道徳に移らうとしてゐます。 がキリスト教をさすことは、 ・即ち神を信ずることによつて、 沖縄基督教青年会の集会で演説して、宗教会同という床次竹次 『沖縄毎日新聞』に三月二〇日から三〇日にかけて一〇回 ……今の時代に於て之を能くするものは 第二のてがかりと考えるのはそのためである。 ……当り前の方法では もはや説明を要すま 「日本の政治家は今や 吾々は容易く人類同胞の実を挙げ またあきらかであろう。 これ確 61 いかうい この演説が、 一歩進んで精 に国民的煩悶 〔アイヌ、 たゞ ふ同 進步 さきに 12 ح ŧ 沖 わ

├ 「政教一致ノ国家」─河上肇の古代国家論

床次が 別の角度から三教会同をとらえていた。 付されることになっていたので、 軌を一にしている。 聖教の必要欠くべからざるを認むるに於て吾儕憂国愛人の志士として誠心伝道に尽」すべきだと主張してい 様な宗教家会同を催されたのであります」と、会同の意義を強調した。 在来の宗教は論ずるまでもなく仏教や基督教をも一視同仁に取扱つて国民的大発展に資する所あらんとして、今度の 大なる思想を堅実に養成せしむることは不可能也」と「道破」したと賛意をあらわし、 の評価の高さは、 わせもつことを強調していた。高木の主張は、本多庸一が しめした 「卓見」 ことに力を尽くさゞるべからず」として、 て承認したことによるものであった。『護教』 伊 この年の一月二六日づけの 「腐敗堕落に赴かんとする」社会を救うために「敬神思想の欠乏」を是正する必要があることに「心付」いて この演説の冒頭で、床次が「神といひ仏といひ天といふ所に常に接触するにあらずんば国民をして公明正 と評価し、この会同を機に、 キリスト教がそのようなナショナリズムの一翼をになっていることを、 それは、 国民形成運動という意味でのナショナリズムの宗教的表現であり、床次にたいする高木 伊波は、 『護教』で主筆の高木壬太郎が引用したのと同じ部分である。 彼はそれを「琉球研究の立場から」考えてみようというのである。 当然、 布教が、 伝道者として「国民をして真に神を畏れ正義を愛するものたらしめん は、 この高木の議論を読んでいたはずである。 信仰の発露という以外に、「国民道徳の涵養」という意義をもあ 定住伝道者とよばれる主だった信徒によって各信徒に確実に配 「同胞の思想上、社会の風紀上、 伊波が紹介した床次の叙述は、 さらに 彼が政府高官としてあらた 否人類修養の問題上、 しかし、 「昨月歩を進めて日本 高木はこの主張を、 伊波は高木とは すでにみたよ たのと、 我

であったことはあきらかである。 尚真王時代の政治と宗教の関係から宗教家会同を論ずることを可能にする、 る」ことにするとのべている。 と同 朝神宮皇居ノ 61 をしたことがあると言はれました」。ここでいわれている河上の研究は、 有様を先年沖縄に来遊された京都大学の河上肇氏にお話を致しましたら……氏も亦日本史上でそれに似たやうな研究 りあげた最良の例であった。 く発揮された時代」 ることを見て面白く感じた」とのべ、「尚真王時代の政教一致のこと」を論じる前に 河上は帰郷後ただちにその掲載誌を伊波におくったのである。 波がとりあげたのは、 筆法であることを発見して驚いたと同時に、 伊波の認識において、 、別新ニ起リシ事実ヲ以テ国家統一ノ一大時期ヲ画スモノナリト云フノ私見」と題する論文のことであっ であると同時に、 第二尚王朝の三代目にあたる尚真王時代であった。 伊波は、 「便宜上」 この時代は、 「尚家」 この演説の導入部分で、 が 何 0 が 政治的統一と宗教的統 いための 「沖縄群島を政治的に統一すると同時に、 我々琉球民族の歴史が北方の宗家なる日本民族のそれに酷似 便 直 つぎのようにのべている— なの 伊波は、 かは示されてい とが相互に関連して、 京都法学会雑誌に掲載され 理論的枠組みを提示するための それを読んで、「私の尚真王時代の研究 この時代は ない 「便宜上河上氏の説を紹介 が、 宗教的に統 琉球民族 この それ のぞましい が、 〔尚真王時代の〕 た の個 四〇〇年前 「崇神天皇 した」 性 状況をつく が最 便宜 して 時 もよ 期

国体」 天皇期にかんするものは ル コト久シカリシモ、 _ 遇ヒ、 「意志自由の否認」 頃河上肇は京都帝国大学法学部の助教授であって、 纔ニ座右二三ノ書ヲ参照シテ怱卒此ノ篇ヲ成セリ」と書かれている。 管見恐ラクハ史家ノ一笑ニモ値セサラント思フテ只夕黙シテ止ミシ 「雑録」 など公法や経済法の範疇にはいると思われる河上の のなかにい れられた小文であって、 明治四四年 その末尾には、 九 論説が 年 この小文における河上の趣旨は、 五本掲載されてい の京都法学会雑 「此ノ私見タル既 力、 偶々急 三論考 誌 に ラ徴 胸 は 中 ح 0 政 ラ 萌 体 彼 ス

氏族又ハ種族ガ是ノ時ヲ以テ我カ天皇氏ノ為メニ統一融合サルルニ至リシ」ことを示唆するものだと主張したのであ 畏れて、 に尽きている。(10) が ないかと不安におもったためであり、「祭政一致ココニ分レタ」と論じられていた。 思いつきはみずからの議論をささえる恰好な枠組みを提供するものであった。 本民族のそれに酷似」 えでのあらたな思いつきを、 たことはあきらかだが、 ,冒頭で宣言した、「余ハ崇神天皇ノ御代ヲ以テ国家統一ノ一大時期ヲ画スルモノナリト信セント欲ス」という文章 すなわち堅固な神社をつくって祭るようにしたという『日本書紀』の記述であった。河上は、これを、 それまで「天皇大殿」 『日本書紀』 河上が問題にしたのは、崇神天皇の六年に社会情勢が悪化し、 の記述は、「専門学者ノ説明」では、 しているという認識が、 標題にも「私見」と断っているところをみると、 試論的に提示してみたものにすぎないとおもわれる。 のなかに祭っていた「天照大神大和国魂二神」を、皇居をはなれた場所に「磯堅城神 ヤマトの古代史にかんする議論を琉球史にあてはめることの妥当性を 天皇が、神との「共住」が神威を瀆すことになるのでは これは、 天皇がこれを神意の表現ではない 「琉球民族の歴史が北方の宗家なる日 しかし、 日本の国家形成過程を考察するう 河上の議論が目新しい 伊波にとっては、 種々ノ 河上の

実に再現してみせる-れたことを示唆するものだと主張したのだが、それにつづけて、 政教一致ノ国家」 河上は、 として崇拝の対象になったためであると解釈し、 前述したように、 さらにその宗教が が あらわれたと指摘した。 「凡そ古代に於いて国家団結の要素として権力腕力の外に重大なる勢力を有してゐたのは血 神宮と皇居がその位置を別にしたのは、 「祖先崇拝」を内容としており、 伊波は、「河上氏はかういふ様に論じてゐます」として、 それは、これらの「氏族又ハ種族」 一般に古代国家において宗教がはたした役割の大き 「祖神」 天皇氏の氏神が の崇拝が公的な意味をおびることによって、 「種々ノ氏族又ハ種族 が天皇氏に政治的に統一さ この議論を忠 共同

ささえたのである。

以下、

伊波が河上の議論をどのように紹介しているかをみることにする。

云ふことは社会共同の 配すること極めて甚しく……彼等は吉凶禍福を以て一 液と信仰との二つである。 此の如くにして所謂政教一 同時に又神を同じうする者の相集まつて組織する、 福祉を保全する為に最も重大なる用務をなしたもので、 すなはち古代の国家なるものは皆祖先を同じうする者の相集まつて組織する家族団 致の国家があるのである」。 に懸つて祖先の神意によるものと為した。 宗教団体である。 政治は即ち祭事、 祖先崇拝の宗教は、 祭事は即ち政治であ 当時の人心を支 其祖神を祭ると |体であ

崇拝を継続せられるのである」とのべたのみである。 論 との 内部 では、 信仰につい 論及するまでも ことになる。(16) 其ノ家ヲ離レテ別ニー ヲ撰ンテ茲ニ鎮座スル 団結力をもったと主張して、 合」して「種族」 をほ 河上は、 あ で崇拝されてい ぼ忠実になぞっていくのだが、 もっとも優越した集団がいただく神があらたに統一された全体にとって共同の神になり、「遂ニハ一定: だに ては、 「家族的団体」であると同時に「宗教的団体」である 河上の認識においては、 は ない 「国王ノ下ニ大氏ノ氏上アリ、 「たとひ種族共同の神を生じたとしても、 を構成し、 自明の前提であった。 た神は、 定ノ神社ニ鎮座スルコトト為ル」 コトト そのような強固な団結力をもった「団体」 それまでと同様に各集団の内部で崇拝されつづける。こうして、 為 さらに複数の種族が統一されて「民族」 ル。 詳言スレ この記述にかぎっては 国家の統 この政治的 ハ 大氏ノ氏上ノ下ニ小氏ノ氏上アリタル」 一が国王を頂点とする階層秩序の形成を意味することは、 従来ハ最モ勢力アル そのために、 秩序が神の世界をも律するというのである。 と主張する。 従前の 一言も言及してい 「政教一 種族の神は亦やは 国家の統 氏ノ家 その際に、 になる過程に言及する。 すなわち「単一の氏族」が、 致 ノ国家」 ノ内部ニ祭ラレアリタルモノガ、 過程における階層秩序の形成とい な 0 7 1 統一 り同時 伊波は、 は、 にいたるまでそれぞれ と同様な階層秩序 その宗教性 に其れ其 ただ、 共同の祭神と このような統 伊波は、 各種族 n 他の氏族と 0 の Ø 種 あらためて が成立する えに 族 泂 0 他 0 の神々 後ニハ 従 F 小 ノ場所 強 0) う河 其 前 0 集団 過 固 0) 相

上の 前提も、 伊波の論述にはなんら反映されてい ない。 論

て近畿をこえて発展した。 河 上 崇神天皇の問題に戻っていく。 の原文の方は、 聖俗二つの相似的な階層秩序のうえに「民族」全体にとっての神が出現するという議 そのときには 『日本書紀』 「宗教上ノ一大統一」もあったと「論断」できよう。 の記述にしたがえば、崇神天皇の時期に大和朝廷の威力が そうであるとすれば、 ~はじめ をふま

「神宮皇居ノ別」がはじめておこなわれるようになったということは、「天皇カ神威ヲ恐レ給ヒシニ由 天皇氏の支配範囲の拡大にともなって、天皇氏の神も「更ニ広キ範囲ニ於ケル共同ノ神」に ルト解釈シ去ル

なったと解釈すべきであるというのである。 は疑問であって、 河上は、『日本書紀』の「然後、 ト祭他神、 吉焉。 便別祭八十万群神。」

という記述の意味するところを、「天皇氏ノ祖神既ニ共同ノ祭神タルニ至リシト雖ドモ、 猶ホ各氏族ハ皆ナ其レ其レ

、祭神ヲ有セシノ事実ヲ指セルモノト見ルヘシ」と主張して、このようにして「宗教上ノ統一融合 その結果、「於是、 疾病始息、 国内漸謐。 五穀既成、 百姓饒之」、すなわち「疾病始メテ息ミ、 (即チ人心ノ統 玉

内漸ク諡 融合)」がなされ、 〔諡?〕 リ、 五穀既ニ成ツテ百姓饒ヒヌ」という状態になったのだという解釈をしめした。(宮) 伊波は、

論をほとんどそのままひき写して紹介して、「以上は河上氏の説の梗概であります。 実に先人未発の大議論でありま

す」と賛嘆した。この評価は河上が末尾にしるしている弁明とはそぐわないが、 て古代国家が形成され る過程は、 共通の祭神をいただく宗教によって人心の統一 融合がおこなわれる過程を同 伊波にとっては、 政治的 統 によっ にと

もなうという理 すでに指摘したように、 「論的枠組みを、この小論文がしめしたというだけで、十分だったのであろう。 伊波は、 国家統一 の過程における聖俗の階層秩序の形成という論点を、 河 上 一の議論 か 5

脱

落させて紹介してい の論点を、 伊波が意識しないまま脱落させたとは考えにくい。 た。 彼が河上の議論の他の部分につい てはきわめて忠実に紹介していたことを考えると、 しかし、 意図的であったかどうかは措くとしても、 河上

宗教上ニ於イテ祭神 この脱落によって、 索を展開するかに注目しながら、 n 政治的統一と宗教的統 義的色彩をおびた議論を前提として、 許容されると主張するものであるか とによって、 という形をかりながら、 に呼応して、 紹介した河上の議論は、 0) ない 論述 $\widetilde{\mathcal{O}}$ ままであり、 なか 国家が対 宗教の面では では、 この段階でみずからの見解を暗示することも 統 統 伊波の紹介する河上の議論は、 統 「最も勢力ある氏」 のあいだの関係については明確にせず、 されるという独自の議論をしめしたことになる。 結果としては、 の態様は ヲ見ル」 「共同の神」をかかげた宗教とならんで、 以後の論述を追うことにする。 「相合」 とのべるにとどまってい のような印象を、 国家統 下位集団が政治・ する、 のまわりに各氏族が対等な資格で集結して国家の統 における宗教の役割をどのように位置づけていたであろうか。 あるい 河上の原文とはあきらかに別の色合いをもつことになった。 聴衆にあたえたと思われる。 は 宗教の両面において最有力氏族のもとに対等に結合するこ 「相集」 た $\widehat{\mathfrak{g}}$ して 伊波は、 「凡ソ政治上ニ於ケル国家 まると表現されるだけである。 各下位集団の V ない。 では、 河上の、このやや曖昧な表現につい 伊波がこの問題についてどのように思 伊波は、 換言すれば、 固有の神にたいする信仰の存続 そのような、 ノ統一ニ伴フテ、 伊波は、 が完成され、 その結果、 (V 河上の わば平等主 ては 河上 同 伊 時 議論 それ 波 伊 触 波

尚真王の平等主義

(=)

配して居られた名君」であると紹介した。 て、 伊 放は、 まず尚真王のことを、 一これ か ら愈々本論に這入つて尚真王時代に於ける政教 一西暦 四七七 伊波は、 (文明九年) 尚真王がいかなる名君であったかを語るために、 から同 一五二七 致 の有様を述べることに致します」 (大永七年) まで殆ど五十年 間琉 まず 球群 と前 一三山分争 島 置 を支

時代前後の社会状態を一瞥」する。

伊波は、

これまでの琉球史では「玉城王の晩年

(十四世紀の初葉)

に沖縄が中山、

南山

ふ三つの王国に分裂した」といわれてきたが、「三地方が各自に発達して此の時代にそれ

凝結したと思はれます」と主張した。三つの王国が鼎立する状態、 しており、 び乱を思ふの有様であつた」。この時に「首里の城下に革命が起つて」尚真の父である尚円王が登場した。 治家を要する秋となつた」のだが、 以上つづき、 者を推して酋長と為してゐたが、 央集権を行ひました」。 摘する一 によって第二尚氏王朝が誕生したのである。 と伊波はいう。 によって沖縄がながい安定期にはいったわけではなかった。「沖縄は既に争闘の時代から政治の時代に這入」り、「政 形態を取るに至つたと見るのが穏当」であって、「はじめこれら三地方の中にも幾多の小区分があつて、 集権を行つた時代に先だつこと百年前でありますから、 のように指摘する一方で、 「徳川氏は三代将軍の時に中央集権を行ひましたが、 家康が徳川三百年の基礎をすへたやうに、 「尚巴志死して僅十五年の間に四回国王が代り、 四二九年に尚巴志が全島を統一 沖縄の政治的進展はヤマトのそれとおなじ形をとったというのである。 沖縄人の個性を強調しないではいない 生存競争の結果……分離合併を重ねて、 統一から一〇年をへて尚巴志が没した後、 伊波は、 して第一尚氏王朝が成立するにおよんで終結した。 尚円の権力掌握は 尚円は尚家四百年の基礎をすへた」として、 もとより是れが彼れを学んだといふのでは無い おまけに王位継承の小乱等があつて三山の遺民は再 尚家も亦三代目の尚真 すなわち三山鼎立時代は ― 「尚氏が中央集権を行つた時代は徳川 「恰度徳川氏が豊臣氏に代つた事情に酷似 十四世紀の初頃に……三個の固まりにまで 「之を引継ぐべき経世家がゐなかつた_ (尚円の子) 四世紀初頭から一 し しかし、三山統 かし、 つぎのように指 の時に至つて中 各部落皆強 のでありま 伊波は、 宮廷革命 氏 びが中央 世紀 そ

では、 尚真王が独自につくりだした中央集権制度はいかなるものであったか。伊波はつぎのように説きはじめる

玉

家

て調和 層を首里に集住させて中央集権の実質化をはかったのだが、「三山の遺民はなほ三平等 させたのだと、 小丘を中心とせる一方里の範囲に縮小したやうなものであります」。 時まで存在してゐたのであります。 してみるのが、 「三山の区画は其形式丈けはとうに尚巴志によつて破壊されたが其実質はまだ尚真王が三山の諸侯を首里に移す しなかつた」。 伊波はいう。 伊波のつぎの論点であった。 彼らは 「血液を異にし、 「如何にして」そうしたのかということを「金石文その他の材料によつて少しく研究_ 尚真王の中央集権は実に三山の割拠を演じてゐた周回百里の舞台を首里とい 神を異にしてゐると思つてゐた」のだが、 尚真は、 尚巴志によって統一された三山 (三つの行政) 尚真は彼らを に区 統 画割拠し 融合 「の支配 <u>ئ</u>ە —

す る_② が、 であって、 波が依拠したのは、 Þ 伊 「満刺加へ行く使者の一行を送つたりしたオモロ」 伊 が波は、 放の論旨からみて、 尚真王がどのような治世をおこなったかを語ることは、 「此の時代は沖縄人が日本及び支那の文明を消化して、 そのなか まず史書にみえる尚真王時代のできごとを羅列し、 に 尚真王の晩年に建てられた「百浦添欄干之碑」である。 「此の時代の特徴」 もっとも力点がおかれたのは第一項であるとおも が 一 一 項にわたってあげられている。伊波はこの項目を逐次解説してい があり、 ۲. 「自国語で以て」書かれた「金石文」 さらに、 自家の個性をよく発揮した時代であります」 わば、 この時代には 海上王国の国内状況を語ることであった。 われる。 これは、 「漢文で書い 「尚真王の徳を謳つた」 た までがあると指 種 の頌 徳表 オモ 伊 る 口

ことであると思ひます。 宗教利用のことであります。 これは何でもないやうな事でありますが、 第一項は、 「其一曰信仏而造像建寺……今世主以三帰為心古漢明梁武二帝之心也」である。 四海同胞といふ教義を信ずる時に吾々ははじめて異種族の人格を尊敬することが出来ます」 即ち仏を信じ、 血液を異にし、 お寺を造つて、 神を異にする所の異種族を統一 尚真王が帰依したことであります」と解説し、 する上に於ては必要なる 伊波はこれを、 さらに 第 は

第三項 三山 軽くし、上下が和睦したこと」だと解釈して、「さながら聖徳太子の憲法を読むやうであります」という。 聖徳太子がさだめた「十七ケ条憲法」の文面に類似した部分はある。 是故兆民戴之如日月千官親之如父母上和下睦其謂之歟」という文である。 を解釈して たことであります」というのだが、 「百浦添欄干之碑」の第二項は、 の個々の文面との類似のためではなく、「憲法」が「和」という理想をかかげていたためではなかったろうか。 の旧支配者を (は八 重 ·領土所有権の確定したこと」をのべたものであり、「そして各離島と本島との間の交通を一層頻繁に Ш の反乱を鎮圧し が必要だったというのである。 「統一融合」させたことにあるのであれば、 「歳貢」 尚真王の廉潔と精励をたたえた、「臨臣正礼義利民薄賦斂無一 離島との交通については碑にはなにも記されていない。 を納めさせて国勢を「愈大而愈盛」にしたということである。 伊波が聖徳太子を想起したのは、 しかし、 伊波は、これを、「民を愛し、 尚真王にたいする伊波の評 第四項は 日不臨治国斉家之事 むしろ碑文と「憲 「風俗の改良で 伊波はこの項 租税などを 価の中心が たしかに、

法

たな「国民道徳」

他国 に たというのである。 あります」 金銀を用ひ、 理想化しているかのように思われる。 て奴隷 の及ばざる所なりと、 と伊波は の平和を約束」 帯刀を禁じたことであります。 国王の徳を讃えるために作られた碑文が国王を理想化しているのは当然だが、 ĮΣ って、 成程これは世界中何処にも無いことでありませう]。 されたことは、 碑文をほとんどそのまま読み下しながら解説している! 「地勢上致方のないこと」であった。 専ら刀剣弓矢を積んで以て護国の利器となす、 しかし、 尚真のおこなった政策に非 その結果、 「衣服は錦綉を用ひ、 此邦財 伊波はそれ に武器 「薩軍の為に蹂 を用ひる、 は 器具は な

せ う₃₇ 」。 は、 なものではなかったことになる。 思わせるための方策であって、「中央集権を断行する前提であつた」と推測する。 此 て参勤交代の制を定めたのでありませう。 とである。 使つてはないが」と、ここでは断ってい 説する。 年一次にふやしたことであって、「これで沖縄の経済は豊かになるのであります」。 碑文は 土之俗」 首里の公園化や宮殿の壮麗は、 国王は按司を首里にあつめたが、 第六と第七は首里の美化であって、 第五に ふ風に段々と首里に永住するやうに誘ひ、 伊波はそれを をかえたことであり、 「貴賤上下」 「社交の円滑を計つたのであります」と解説している。 の区別をたてたことを記し、 伊波は、 最後は 各地方の「大名や家来等」に、「どうかして一生かうい る。 35 その政策は深慮によって裏打ちされた慎重なものであって、 「中華宮室之制度」 そして知らず識らずの間に彼らをして首都を好むに至らしめ、 碑文におそらくは理想化されて描かれた尚真王の姿をもとに、 第八は、 伊波はこれを「公園化」と表現して、 宮中で盛宴をはり、そのようにして「賞賓客娯臣民」というこ 或る時期に於て全部を首里に永住させるやうにしたのでありま 伊波はそれを に擬してこの欄干をつくったということである。 「階級制度を設けて、 第九は、 「尚真王は人心の此の傾向を利用 「勿論都会の公園化とい 第十は 明への朝貢を三年 ふ所に住んでみ 「中華之風」 秩序を立てた」 決して強圧的 一人より二 たい」と 一次 伊 と解 波

王の治世を

郷とでもいうべき国内状況を描いたのである。

が 描 た。 民を愛し」、「上和下睦」した時代であった。 それは 「四海同胞」 というあらたな平等主義の国民道徳によって人心の 伊波は、 波涛の健児が活躍した海上王国の輝きにふさわしい 「統 融合」がおこなわれ、 支配者 理想

る を窺ふことができると思ひます。 を尊敬する心であります。 に扱ったからだったと、 ると考えてよいであろう。この社会化が成功したのは尚家代々の「思想の深い政治家」が、社会化される相手を平等 して自己の社会の成分若しくは部分となす事業のこと」だと説明していたので、ここでもおなじ意味で用いられてい に引用したように、「琉球史の趨勢」のなかで「社会化」を「或社会が個人若しくは群の一体若しくは他の社会を化 であります」。「尚家には代々思想の深い政治家が出られ」、彼らは「三山の遺民」を「社会化」した。 のうえに尚真は、 「遂には全部其の王子で以て占領する様にした」というのである。「こゝに於てか、 たのであります。 伊波は、 尚真は容易に打解せないといふことを予想して、 「殆ど百年間も争つた……連中が同じ都会の中に生活するやうになつても、 さらに、 各諸侯の継承問題に介入して「だん~~と尚家の王子を諸侯の養子にやるといふこと」をおこない、 そして其の間に在来の首里人を混ぜて此の三山の遺民を首里化したのであります」。 尚真王が断行した中央集権制度のもとで、 伊波は主張する一 『百浦添欄干之碑』 即ち之を待つに自国の民を以てし、之に施すに同一の法律を以てし、 の僻頭にある敬天愛人の思想を見て私は尚真王の他種族に対する態度 「他種族を同化せんとする種族に取つて最も必要なることは他人の人格 首里を三平等(三つの行政区画) 個の共同生活体に入ることが出来たのであります」。 どのようにして人心の統一がおこなわれたかに論及す 急に打解けるものではありませぬ。 尚家の地位は益々強固となつたの に分けて、 三種族を別々に置 伊波は、 一視同仁、 さらに、そ さき

来の民と新来の民と差別のないやうにしましたから、

伊

波がいう

「『百浦添欄干之碑』

の僻頭」

とは、

あの一一項の条文の最初の二つであろう。

それは、

王が仏教に帰

られてい だろうか。 てい 愛人」 るものとして使っていた。ここでも、 された かではどのような意味で使ってい 説明していないので推測する以外にない。 とい 知られているように、 61 であろう。 う表現も ると考えられる。 の思想に導か 『古琉球』に、 たかを考えてみる必要があろう。 「然り」というためには、 それに 積極的な価値をもたない。 王が仁政をおこない、 もか n しかし、 加筆修正して収録されている 仏教においては、 てい かわらず、 たのであり、 それにしても、 たかということであろう。 伊波はなぜ尚真王の思想をそのように表現したのだろうか。 伊波のなかで、 同じように使われているとすれば、 廉潔で職務に精励したことを記したものであった。 仏教に帰依した王の思想をあらわすのに 「天」という観念それ自体はかならずしも崇拝の対象ではなかったし、 その思想は 推測のための第一の手がかりは、 尚真王の仏教思想を表現するのにあえてキリスト教的な概念を用 「琉球史の趨勢」 仏教的なものがキリスト教信仰との関係でどのように位置づけ 視同仁」 第一章でみたように、この演説の三ヵ月ほどまえに出版 の政策に表現されたというのである。 では、 「敬天愛人」はキリスト教的な発想から出 伊波は 伊波が 「敬天愛人」という表現はなじまな 天 「天」という言葉を他の文章のな をキリスト教の神を意味す 伊波は、 伊波はここでも何も 王の 統 しかし、 治は 「愛」 よく る

ため 離 仕事を唯々諾々と果たしてはじめて自己の存在を全うできると主張した。 あるが、 の最終回 れてみず 考察の手 に このコラムをやや詳細に検討してみることにする。 具体的な日常生活においては自分の要求に執着してはならないと説く。 からの存在意義を自覚することの必要性を説き、 が かりは、 伊波は仏教説話を引いて自己犠牲というメソジスト的徳目を説いているのである。(④) 第一 章でも引用した明治四 年 (一九〇八年) 第二回では、 伊波は、 の このコラムの第一回で、 剪燈録」 最終回では、 先に紹介したように、 その結論部分で伊波はつぎのように というコラムである。 彼は、 各人は、 人間 神から 冗長にわ 『が眼前の あたえら んる虞 このコ 0 小 利 ラム か

だと言うた▲この精神が無くては永久の事業は何も成すことが出来ないのだ▲自分の要求を大にする重役を戴く べているー 「……▲ゲーテは身を殺して後始めて生命興る己の為に出来てゐる己が身を捨てゝ人間は生きるもの 所

己主義の上に建てられた社会は譬へば砂の上に建てられた家のやうなもので甚だ転覆し易い▲だから沖縄では犠牲献 会社が栄えた例はない……▲利己主義者の存在はご本人に取つては必要かも知れないが社会に取つては不必要だ▲利

身を教へる宗教が何よりも必要だ」。

めには が、 釈尊を惑はさうとして鷲鳥に化けて鳩を逐つかけた▲鳩は釈尊の胸のあたりに縋りついた…… の体 棄てゝ他を救ふことは出来ぬ」と主張して、後半の話題につないでいるのである。神意にしたがって十全に生きるた が かで仏教的な要素がキリスト教信仰と一体化させられていたことをみれば、 みると、 く上つたといふことである」。 ~秤は 釈迦の前世物語は、 鷲鳥は、 から割い 動かない〕……釈尊はこゝに及んで最後の手段として全身をその盤に投じ給うた時釈尊の盤は下り鳩 「吾人は全身を盤に載せる覚悟でゐなければならぬ」という、 釈迦の前世における自己犠牲はキリストの犠牲と重ね合わされているかのようである。このように伊波のな 鳩を食わなければ自分が死ぬ、 てあたえよと、 このような結論を導きだすための導入部分として語られている― 秤の一方の盤に鳩を載せて迫った。 伊波は、 「この説話は単に説話として聞き流すことは出来ぬ」、「人は実際にその一分を 衆生を済度するのならなぜ自分を捨てるのかと迫り、 もはや唐突ではあるまい。 釈迦はみずからの肉をつぎつぎに殺いで秤の盤にのせた キリスト者としての心構えを説く伊波の結語を 彼は仏教に帰依した王の思想をキリスト — 「或時悪魔が衆生の済度者 鳩と同じ量の肉を釈迦 〔釈迦は鳩をかばった 世は漸

にたいする愛は、 教信仰から発想された言葉で表現したのだと推測しても、 当時の日本メソジスト教会では神にたいする畏怖をも包含するものとされ、しばしば キリスト教においては、 神にたいする愛と隣人にたいする愛は教義の中心をなす戒律である。(キサン 「敬神」 と表 神

11

7

現され な政策によって、 に取つて最も必要」 敬する心」であり、 そうであれば、 てい る₄₅ 「敬天愛人」は、 神にたいする愛は隣人にたいする愛とは表現を分けて、「敬」という文字がもちいられたと思われ 沖縄人は その政策的表現が「一視同仁」であった。 とされるものであった。 「一個の共同生活体に入ることが出来た」というのである。 敬虔な信仰に裏打ちされた隣人愛の表現であろう。 服属させられた集団を貶めず支配集団と対等にとりあつかう平等主義 この思想と政策こそが 王の隣 「他種族を同化せんとする種族 人愛は 「他人の人格を尊

書い らず、 すでに河上の論文から抽出した枠組みから完全に離脱し、 ようになったのか。 は尚真王が 死をする……これは実に人道に反するとい 察度三代以後は国王が死なれても殉死といふやうなことはなかつた、 ことを、 類 時」であって、 ۲. る。 (*)は道徳的に大々的進歩を遂げなければならないやうに余儀なくされるのであります」。 てあります」。 只管人間其者に卑尊の別を立てんことを努めたのであります。 — ŧა 「もっと具体的に」 に か 尚真王がそのような信仰と道徳をもったことによって、「当時の社会が道徳的に一 「三山の遺臣を首里に集めた時に廃れました」 し此新時代に応ずる丈の進歩した道徳を有することが出来なければ、 か れている、 それは 伊波は、 伊波は、 「千数百年前日本民族が数多の異種族を征服した時」にあたるが、「これと等しく」、 王が殉死を禁止したという話であった―― 「殉死は古代の習慣であります」と主張して、 語ろうとする。 それは人間が道徳的に進歩したからだという― ふので尚真王が国母入滅の折から断然お禁じになつたといふやうなことが 伊波がとりあげたのは、 と指摘する。 政治的統一 は道徳的進歩を必要とするという主題に移行 百浦添欄干之碑の一四年後に建てられた ところが異種族の人心を統一 処が其以後百年も経つと、 「此の碑文を読んで見ると、 古代におこなわれた殉死は、 「日本に於て其の禁ぜられたのは垂仁天皇 「古代の人は人格を重んずることを知 其の国家は往々にして瓦解を免れ ここでは、 進歩をなした」 男女が競ひ進んで殉 融合するの必要上 沖縄では舜天英祖 なぜ禁止され 伊 波の 沖縄 とい 国王

を取り、

ることが出来ない そして琉球民族の生活を持続していつたことを多とするのであります」。 のであります。 私は尚真王が彼の眼前につき出された新時代を見て、 直ちに旧道徳をすてゝ新道徳

神 認するという政策として、 平等主義は、 教的寛容は、 形成させた所の必要物でありました。 各離島の民」 は 41 に発生した民族全体の神」 「宗教的容子」をなしていると指摘する。 尚真王の 「現に自分等の上(かみ) のような 放は、 は、 「中央集権」、 新道徳」 たんなる平等主義の反映であっただけでなく、 「自然界の現象を神とした者」との「混合した者」であり、 尚真王時代の沖縄人の宗教は「日本の神道と殆ど同じやうなもの」と推論し、さらに、「彼等の神」 「自然神を拝むといふ点」 が 「敬天愛人」にもとづく「一視同仁」という平等主義であったことはいうまでもない。 表現された。 すなわち各按司の首里集住という政策の枠内で、 となり、 にゐて自分等を支配してゐる祖先の神々」と「山 「相合した数多の氏族が皆之を以て共同の祭神と為すに至つたこと」 尚真王は、 伊波の議論は、ここで尚真王の仏教信仰から離れて、 「血液を異にし、 においては共通していたことになる。 この共通点を利用して三十六島を統一したのであります」。 祖先の神を異にしてゐると思つてゐたところの三山 各種族の宗教的共通性が人心融合の鍵になることをも計 前者は 各種族がそれぞれ維持してきた宗教を容 「の神、 「此の共通点こそは実に琉球民族を 「紀念祭的容子」をなし、 海の神、 火の神、 「尚家の神」 水の神、 へと移って 後者は 王の宗 一の民や 「新た この 風の

又ハ種族 ると主張する。 河 上 定 0) ノ共同 議論では、 神社ニ鎮座」 ノ神」となり、 伊波があげたのは、 「宗教上ノ統一融合」 したかどうかによって判断できるものであった。 「従来ハ最モ勢力アル氏ノ家ノ内部ニ祭ラレ 「琉球神道の本山ともい がおこなわれたかどうかは、 ふ可き聞得大君御殿 もっとも優越した氏族の氏神が 伊波は、 アリタル の位置が尚真王の時代に変化した 琉球でもそのような現象がみられ モ ノガ、 後ニハ 其 家 種々ノ氏族 ラ離 テ

算にい

れてい

たのである。

別

前 仕 の祭神は と つて崇拝されるやうになつたので…… 尚 真 に其の国民を代表する者」であっ (J したの の 主以 跡 う伝承である を今に御殿屋敷と称へてゐるのでも は 前 尚家の祖先神と火の神、 に 「聞得大君」 は 城中にあつたのでありませう。 「聞得大君御殿 とよば れる た。 金属の神の三体であって、 妙妙 遂に一 は 齢未婚の王女」であって、 わかります。 昔は首里 定の場所を選んでそこに鎮座するに至つたのでありませう」。 そして尚真王時代に尚家の氏神が民族共同の神として一般の人々に依 城 0) 此の神社は多分崇神天皇時代に神宮が皇居の 正門前 伊波がいう自然神崇拝の要素をもってい 0 園を 彼女は「其の国民の最高の神官」 比屋を 武都 獄は の後ろにあつたとの口 中 であり、 碑 る。 にあつた様に が あ この そ りま n 12 神 神 奉 0 社

種の神体を祭つたのであります」。 国でも人間 火 王は三平等に各自の は自然崇拝 11 て共通の祭神をもったことになる。 0 する崇拝が このようにして「共同ノ神」 神 故郷に 愈々首里に永住する様になつても、 金属 は他 か の点に於て皆 の神と各種族 へすといふことは、 「如何にして」 種族の神は祭るべきものではない、 遙拝所を設けさせたのであります。 致して居り、 の祖神であった。こうして各種族は、 継続され にたいする信仰は形成された。 復古的の考へを起させる基になるので、 これらの遙拝所は たか、 伊波はそのことの意義をつぎのように指摘してい 其上言語 折り折り祖先の墳墓に参詣する為に、 ということである。 風 又祭つても甲斐のない 俗習慣の点に於ても同 「殿内」とよばれる神社であり、 ……そして其形式は何れも聞得大君御殿にまねて、 つぎの問題は、 それぞれの信仰を維持しながら、 伊波はつぎのように説明する-ものであると思つてゐまし 政策上よくないことであります 一である所から、 其故郷を見舞ふたに相違あ 統一 された そこに祭られた三種 る 新 漸次打解けて、 来の 「上古に於てはどこの なお自然崇拝にお 種 三山 たが三山 族 0 から、 ŋ 神 の諸按司 0 遂 やはり三 ź が神体は、 に血 の遺民 せ 尚真 に

を同じうする同胞であることを意識して、

共同生活体に入ることが出来たのであります」。

では、

尚家の

祖神が王国全体の祭神になったことの意義はどうだろうか。

あ

たえた影響から説明する―

「彼等

〔三山の遺民〕

は兎も角、

戯曲

『忠孝婦人』の玉栄が村原婦人と『御神一の近

伊波は、

それを、

統一される者の心理に

象賢が日琉人種同系論を唱道した時の心理もこれと同一であります」。 親類』といつて誇つた様に威名赫々たる中山王と神を同じうする近い親類といつて喜んだでありませう。 秩序をより平穏に維持していくための技術だったのであろう。「尚真王及び其時代の政治家の政策が其当を得なかつ 者にたいする宗教的な対立感をいだく必要がなくなり、現実をうけいれやすくなる。 神にくわわることで、 妹を大あむに任命して「民族宗教をおし売り」したために、「両先島では沖縄 様であった。 たならば、 しそれに適応してい n 文字通りに暗誦するのみでありました」。 大あむである) の祖神を祭りつづけると同時に尚家の祖神をうけ た側のこのような心理状態を「弱者の心理」とよび、「尚真王は実に『弱者の心理』 このような政治的統一を宗教政策と並行しておこなうという王府の政策は、 到底かういふ異種族を打つて一丸となすことは出来なかつたでありませう」と、 統 ただし、この地方にたいしては、 ホ 一された側の各種族は、 ルザーマイ及び かねばならない者にとっては 尚家とのあいだに安定した関係ができたことを喜んだというのである。 世に沖縄群島の住民程其祖先を知りたがる人民は居りませぬ。 〔その配下の〕 みずからの祖神を維持しながら尚家の祖神をも信仰の対象とすることで、 しかし、 武力制圧の後、 V 「心理」 「沖縄の神道」 数人のつかさは琉球政府から書いて渡されたオタカベ れることによって、 的な救いであり、 王府に忠実な豪族を「島の頭」にすると同時に、 は栄えなかったとしても、 統一された側は、 王国 統治者にとってはあらたにつくりあげた の宗教面における一体性がつくりあ 宮古八重山などの離島にたいしても同 の神道は栄え」 それは、 を能く利用したのであります」 此の傾向がやがて琉球群島の 尚家の祖神がみずからの祭 伊波が 祖先崇拝において、 なかった。 伊波は、 抗い がたい現実を受容 いう所以である。 支配下に 「八八重· (祝詞) その お 自己 山 を \mathcal{O}

n

た。

伊波はいうし

羽地王子向

政治 ては、 あったとされたが、 彼にとっては が政治的人民たることを証明」するものであった。 と戦ひつ 配者の祖神をみずからの祖神と併祭することを容認させるような、 0 前 住民は皆同胞であるといふことを意識させて、 ため 0) 的 箇所で 統 古代の政 0) とされているようにみえる。 「必要物」であったと指摘してい 媒介したのである。 所謂三十六島の民を率ひて、 「政治的 教 祖先崇拝と区別された自然神崇拝が沖縄人の宗教的「共通点」をなしており、 伊波の議論に 致の国家に 人民」 は おける祖先崇拝の宗教は公的意味をおびて、 統 おいては、 一をもとめる傾向性のある人民」を意味していると思われる。 祖先あるいは祖神にたいするそのような意識と関心の高さが、 たが、 沖縄の 個の王国を建設」 琉球王国 ここでは両者の位置はほとんど逆転して、 伊波は、 「民族的宗教」 **[の統一を容易ならしめたのであります」。** この後で「統一 することを容易にしたというのである。 は、 祖先崇拝の「紀念祭」 祖先と祖神にたいする沖縄 性 「政治は即ち祭事、 (即ち政治的本能)」 的あり方が、 政治的統 それこそが群島 祭事 人の関 河 伊波は、 と記してい は即 上の 「険悪なる波涛 それ 統一 を達成 議論 ち 心の高さを 政 の ための 心た支 に 0 n るが、 彼等 統 より お で Ų,

と伊波はいう。 下に都会地の 選ば ではなく、 等にもうけられ 5 では n れ」ていたが、 政 口口 聞得大君の下に組織された。 教 「大あむ」と田舎の ーマに於て火の神 vesta 「彼女等は祭礼の時などには馬に跨つたのであります。 た各殿内の祭神を護持する神官は 致の琉球王国は、 この 「聞得大君以下大あむしられ、大あむ、 どのように統治されていたのだろうか。 「のろ」を従えていた。 ベスタを祀つた vestalis この大あむしられの 「大あむしられ」と呼ばれて、「名家」出身の 女性の神官が絶大な権威をもつのは、 「位地」 のろ ベスタリス」 は はこのベスタリ 「政治的に余程重要視され」 まず、 実に彼女等は勇壮活発なる者であり は 神官は整然と組織され 「殆ど皇后に準ずるほどの特権を与 ス以上の 古代では珍し 「未婚の女子」 「勢力」 てい てい をもっ て、 た。 その ŧ から 三平

然のことであります」。「民族的宗教」の役割は、 聞得大君御殿をぶちこはして、 御殿に参詣し、 の中心でなくなつた時に、 其の家を離れて別に一定の神社に鎮座することになつたが、 これ実に面白い現象であります。 衰えつつあった「民族的宗教」にとどめをさした― を励み、 の祝詞には絶へてないのであります。 が 何回もあったのあります。 たん完成してしまえば、 心の統一 まで発展した輝かしい海上王国の姿と一対になるべき、 n 「だん~~衰え」てきた。 成就する様に祈つたのであります。 は各其管割内の官民を率ひて御拝所を拝んであるくこともあり、 このように盛大であった「民族的宗教」も、薩摩の琉球侵攻以後になると、祭礼が簡略化される傾向がでてきて 伊波は、 融合が出来て了ふと、これまで政治上必要なる機関であり制度であつた所の民族的宗教が衰えてくるのは当 島民は安心して年貢を納めたので、 さらに、「女官御双紙」によって、彼女たちの活動ぶりを描いてみせる―― それから首里中の拝所を拝んであるくこともありました。 その祭典には、 伊波は、 そして彼等は水が涸れないやうに、 其の祖先の神は再び元の家に帰つて来られたのであります」。 尚家の邸内に聞得大君御殿を建てゝ、 尚家が政治上の中心となつて同時に宗教上の中心となつた時に、 すでに宗教そのものの必要性が低落しつつあったからだと指摘する かくの如くにして朝廷では天神を祭り、村落では氏神を祭り、 家内安全とか七難即滅とか七福即生とかいふ個人的の祈願は 多額の費用を費やして維持するほどの価値はなくなった。 所謂嶋国 各種族の人心を統一融合させることにあったのであり、 ―「昨今になりまして尚家の方では今まで汀志良次にあつた所の (国家) 共通の宗教に支えられた安泰な国家のありさまがここにある。 廃藩置県の結果尚家が政治上の中心でなくなり、 大風が吹かないやうに、 は安穏であつたのであります」。 時には連合して三平等の官民を率ひて、 其の神体をここに遷したとのことでありますが かういふ事は百人御物参といつて一年中に 天下が太平になる様に、 役目をおえた「民族的宗教 「首里三平等の大あむしら マラッカ海峡 其の祖先の神は 廃藩置県は 『女官御双紙 上下一致其家業 それが 聞得大君 一既に人 の彼方 五穀 いつ 中

の祭神は、もとの氏神に戻ったというのである。

関 態は崇神天皇の時代及び尚真王の時代のそれに髣髴たるものがあります」とのべている。この指摘を勘案すれば、 おこなわせ、 に再現されるという、二重の回帰として捉えられていたと考えるべきであろう。 波 戻っていったことを指すもののように思われる。 歴史が大日本の歴史の縮図であることに気がつかれたでありませう」。どのような意味で「歴史は常に繰返へす」と つぎのようにしめくくっているー E の思索のなかでは、 うのだろうか。 なし 波の話は、 におこった歴史状況が帝国の現状に再現しているという認識が、 さらに このようにして、 議論 「沖縄の歴史が大日本の歴史の縮図である」という主張を生んだといえよう。 この繰返しは、 の流れから考えれば、 尚真王の時代から明治の宗教会同 ―「歴史は常に繰返へすものであります。 崇神天皇の時代のヤマトの状態と尚真王時代の沖縄のそれとが明治末年 王国の しかし、 「共同の神」 伊波は、 の座についた尚家の氏神が、 この少しのちに「申すまでもなく現今の日本の状 の時代にまで戻ってきた。 伊波に 以上お話したことによつて諸君は ヤマトと沖縄の、 「常に繰返へすもの」という表現を 伊波は、 ふたたび尚家の そ れぞれ 連 なんの相 の議論 の邸内に ・の帝 沖縄 伊 国 を

「進歩せる宗教」とあらたな国民道徳

(三)

彼等の移住地は五十余の島嶼を以て成り、 であります。 人がヤマト人と同一の祖先をもつことを想起させずにはお 沖縄 0) 歴史における宗教 此の民族の一支族なる琉球民族が琉球群島に移されても、 の位置 の変遷が 其近海は波涛□険悪であつて……統一する上に便利ではなかつたが、 やヤ 7 トの 歴史におけるそれと同 かなかった-やはり、 実に日本民族の の 軌跡をたどったことは、 同一 0 特徴 個性を発揮してゐます。 は統統 伊波に、 性 0) 強 彼等 沖縄

0)

性は此の不便な住地を物ともせず、北方の宗家のまねをして、

小奇麗な王国を建設したのであります」。

伊波

は、「マレイ人やアイヌ人が永い間人民として存在してゐる真中に、 学の教授セース博士 のであると思ひますが、どうでありませうか」。 て組織させただけでなく、 る傾向性をもっていた。それは沖縄人の「日本人」としての特性であった。 にある」と主張する。 は を紹介して、皆さんと共に多望なる大日本の未来を祝福いたします」。 つに統一して発展できる能力であった。 応用出来る」とのべたというのである。 あって、「過去の歴史は雑種□国民が良い事を証し」ており、「〔そのことは、イギリスにあてはまるように〕 !面白いことであります」とのべて、「日本人が大国民となることが出来たのは専ら其の統一性 「此の統一性が沢山の種族の血液を吸収し、世界の沢山の思想を吸収した為に、健全な国民となることが出来た Â. まえに触れたように、伊波の認識においては、 Η. 外部にある多様なものを自己のなかに統一して発展することを可能にするものであった Sayce)」の指摘を紹介する。 伊波はいう、「私は世界の著名なる、言語学者考古学者なるセース博士の言 沖縄人をふくんだ日本人の統一性とは、 彼は、この主張を補強すべく「オツクスフオード大学のアツシリヤ セースは、 沖縄人は「政治的人民」であり、 吾々沖縄人が永い間国民として立つて来たの 日本人はイギリス人と同様に この特性は、 異分子を生物的にも思想的にもひと みずからを「国民」とし (即ち政治的本能) 「雑種国民」で 統一をもとめ 日本にも

それは、 所の人民の団体」 もの」があるということであった。「四□十年前」まで「血族的の国家」 伊波は、 それより早く「全く人種を異にする所のアイヌ」を加え、「近年に至つては」、「馬来人」も「支那人」も「朝 先回りして触れておいたように、「現今の日本の状態は崇神天皇の時代及び尚真王の時代のそれに髣髴たる これまでのべてきた であった日本帝国は、 「日本民族及び其一支族なる琉球民族の歴史」から「大教訓」がえられたと指摘する。 (5) 明治以降、 「南島に於て多少変種になつてゐる所の沖縄人」 であり、 「血液を同じうし、 を加えただけで 神を同じうする

すべき段階である。 鮮人」 の 2 一つ」であった。(68) ۲۶ 67 ことを知つて、 が に なる。 てゐます」。 歴史あつて以来の一大時期」であり、 このような歴史の岐路にあるにもかかわらず、「日本の教育家」に 要であった。 も包含するまでになった。「日本の政治家は今やこれら素性の異なつた異民族を包容して一大国民を造らうと しか 崇神天皇や尚真王の時代とおなじ状態だが、 新時代に必要な道徳を講ずることの出来ない それには、 かりに、 この 「精神的」統一が完成されれば、 そのような道徳を創出できなければ、 伊波がすでに主張していたように、 すでに完成した帝国の政治的統一から 帝国は統 統 人 の規模の大きさは比較にならない。 が多い 帝国は 「新時代に応ずる丈の進歩した道徳を有すること」 を質的に飛躍させてあらたな発展をとげること のは、 「過去の社会に必要であつた旧道徳を講ずる 「瓦解を免れることが出来ない まさに 歩進んで」、 「日本帝国の為に憂ふるべきも 「精神的に之を統一」 まさに、「大日本 か し n

けれ それ 民の ものであります」。「国民的生活」とは、 もあるだらう」というのである。 に於て日本が独特の境遇にとりまかれてゐた結果であって、 伊波は、 生活を持続して行くことであります」。 ばならない。 は国家のあり方が変われば変化しなければならない。 「吾々の祖先は血族以外の種族が其の国家に這入つて来た場合に、 であったが、 あらたな道徳の必要性をあらためて力説する! 「前代未聞の境遇に置 現在ではそうではない。 「血族的の国家」において「人心の統一 かれ 伊波の文脈からすれば、 た日本人に取つて必要なことは、 その範は、 「これを台湾人や朝鮮人に教えて、 「吾々の だから、 皆其の当時に於て、 「日本に独特の道徳が出来たと云ふことは、 国民としての 祖先が夙に実行して、 「武士道の如き」 其新時代に必要な新道徳を採用して彼等の人 融合」を実現したものとは、 それから来る所の刺激を支配して、 統 国民的生活を持続する必要から来た 却つて国家の統一 ŧ 性」に合致した生活であろうが 「封建時代」 吾々に教へ た所し 上不利益なこと には 別の それ であっ ものが 最も必要 が 過 玉 な

格を尊敬したのであります」。

た暁に、 徳は なものとして構想されていたことは容易に推測できる。そのことは、 からの伝聞として、「これらの殖民地に居る日本人は多くは品性の劣等な者で、 これまでの議論をみれば、 伊波にとっては、 にかくの如き島国根性は封建制度が養つてくれたもので、 を無視」 ように批評していることによっても裏付けられよう-一確に国民的煩悶の時期」 らたな時代に必要とされる「新道徳」とは、 このような事態を根絶させるにたるものでなければならない。 日本人は世界の大国民となることが出来ます」というだけで、「新道徳」 しており、 その道徳をうみだすべきものがキリスト教であることはすでにあきらかであった。 殖民地人の彼等に対する不平は、 であって、 その道徳が、 「経世家が頭を痛めてゐるところはここ」だという。 本来の帝国臣民に、 いかなるものだろうか。 やがて国家に対する不平となる」という話を紹介し、 「これ明治聖代の一大恨事といはなければなりませぬ。 帝国発展の大障害となるものであります」。 新来の帝国の民の 伊波が「此頃台湾や朝鮮に永くいつてゐた人」 その道徳の具体的な姿はしめしえないとしても、 伊波は、 「人格を尊敬」することを教えるよう 唯尊大にかまへて、 の具体的な姿はしめしていない いまは新旧道徳の過渡期であり、 彼は、 「此の煩悶を解決し 殖民地人の人格 あたらしい つぎの 思ふ 道

彼は 5 備されねばならないと示唆する! チヌス帝によつて基督教は国教とされました。しかしながら時期が余り遅かつたので、 各種の宗教や思想は互に接触して、 かし、そうではあっても、 「基督紀元前後の幾世紀のロ 「人心の統一 を回復しようとして旧来の思想や道徳がもちだされたが効果がなく、 キリスト教がつねに国家を救いえたというのではない。] マ 「其頃のローマは世界の覇者となり、 を例にとって、 其の結果、 思想は混乱し、 キリスト教が影響を発揮できるような条件が、 人民は懐疑に流れ、 東西の国民を包容して、 結局) 基督教もローマを救ふことが 道徳は腐敗したのであります。 伊波の焦慮はそこにあった。 第四世紀にはコンスタン 其文明を集め すみや かに たか

のは、 波は床次の論旨をすりかえたことになる。 ざるべからず」という主張は、 波が何に拠ってこのように述べたのかは不明だが、『沖縄毎日新聞』が報じた床次の談話では、 ても島国的孤立を免れ延いて国運の発展に多大の貢献をなす』といふところにあるのでありませう」、 対する態度は実に経世家の態度であります」。伊波は、 出来なかつたのであります。 いう発想は、 古参の仏教も、 キリスト教の社会風教上の役割が公認されたという一点であった。 帝国の統一性との関係でなされていたのではなかった。『沖縄毎日新聞』 伊波にとっては、 其の内部は充実されて、 新参の基督教も、 神一つ、信仰一つにして、凡てを潔くし、 このような条件を整備する端著をひらくものとみえた。 「欧米各国」と「感情□衝突」を避けるための手段として位置づけられてい 大なる勢力を発揮することが出来たに相違ありませぬ」。床次の宗教会同 視同仁に取扱はれるといふ御精神は実に次官の弁明される如く むしろ、伊波にとって床次の本意は重要ではなかったのであろう。 さらに床次の議論をひきながら、 強くする此新宗教が、今少し早くロ の記事が正確であるとすれ 「此の度の床次次官の宗教 「日本在来の民族的宗教は 「精神界□ と論じた。 『精神界に於 孤立を避 たので マに這 伊 伊

て同胞と思はせることが出来ませうか」。これも「今日の時代に於ては不可能」である。「今日の時代に於て之を能 じない 狭小なる人種的簇集若しくは政治的簇集を識別」 照らしてもあきらかなように、 ように克服するか。 伊波は、 をあげるには、 相手にたいする行為と「自ら差異がある」のであり、それは「人種と人種を識別」し、 つづけて、「人類同胞の実を挙げて、 「当り前の方法」では「不可能」である。「然らば崇神天皇がやられたやうに民族的宗教を鼓吹 人間 のもつ 「吾々の最も自己と共通性を有することが多いと感ずる人に対する行為」 「所謂同類意識」 之を増進せしめる方法は宗教であります」と主張する。 ^(トラ) するという結果を招来する。 を克服する必要がある。「吾々が平常経験する所の主観的事実」に では、このように日常的な意識 同一人種中では 「人類同胞の そう感 をどの 層

せしめるものはたゞ進歩せる宗教を措いて外には無いだらうと思ひます」。本章の冒頭で触れたように、 革の狼煙をあげた一五一七年は尚真王の晩年にあたる。「進歩した」と表現されるキリスト教は、 そのものは、 的宗教」では役に立たないという認識が、「進歩した」という表現を選ばせたと推測するのは容易だが、 せる宗教」がキリスト教であることは自明だが、 伊波がいうように、 すでに四世紀にはローマ帝国の国教になるまでに普及していたし、ルターが宗教改 なぜ伊波は 「進歩せる宗教」と表現したのだろうか。 通常のキリスト教 古来の この キリスト教 「民族 「進歩

とはちがった意味合いをあたえられていたのではないだろうか。 教会の衰頽を挽回せんとするは、 ができよう。 諸学術研究の結果を採用し、 は当時一般によく読まれていた総合雑誌であった。 と指摘して、 進歩的基督教徒」の「立脚地」を八項目にわけて説明するが、その「第一」に「進歩的基督教徒は、 いと考えられていたように思われる。このような推測は、 る_{??} ふ最もよい証拠は、 伊波は、 に寄稿されたものである。 高木は、 望ましい信仰とそれが興すべきあらたな国民道徳は、 このことについてもなにも説明していないが、この少しあとで「どの国民でもそれが元気を有つて居ると つぎのようにのべていた-この論文は、 教会は諸科学の発達から取り残されていたが、「各種の新運動は漸くに教会内に起り来るに至れり」 新なる知識的物質的状態に其道徳と信仰を通用するといふ一点に在るのであります」とのべて 明治四〇年 基督の精神を復活せしめんとするに至りては一也」。高木はこの「進歩派」すなわ 伊波にとって高木は 進歩派取る所の位置にして、 ――「神学を再建して近時の人心に適合せしめ、 (一九〇七年) 伊波がこの論文を目にしていた可能性は高いと思われる。 『護教』 九月、 をとおしてなじみの深い人物であり、『日本及日本人』 「進歩的基督教徒の立脚地」と題して雑誌 科学や社会状勢の進展に対応できるものでなければなら 『護教』主筆高木壬太郎の論文によって、 其神学説に就ては緩急一ならずと雖も、 依て以て人心の不安を救ひ、 補強すること 近時発達せる 同情を以て近 『日本及日本 この論

な

1/2

61

人類同胞の実」

は、

帝国のなかにくみこまれた異種族の人心の統一

融合が実現されることであった。

「進歩せる宗

奮闘 と人類との合一」 り得べき事を信ず。 世 んため取りつゝある同 義を鼓吹 七項では 発達を助 みならず、 日科学の しつゝ 発達に注視す」 くる者也とは、 「神人の実質的合一」 今日迄世界の経験したりしよりも、 ある社会的運動を以て、 神の国を地上に建設するに在りと為す。 への信念がつぎのようにのべられていた― 科学は神学が宗教的経験の組織中に織り込むべき事実を供するものにして、 の運動を、 進歩的基督教徒の共に承認する所也」。 として、 すなわち人間の完成可能性が「人は各可能的基督也」として語られ、 つぎのようにのべてい 唯に基督教と相併行するのみならず、二者同一と為す」。 宗教の方面に於て彼等自ら代表すべき者也と信じ、 更に壮大にして更に高貴なる信仰、 故に彼等は又政治及び社会の方面に於て、 た| また、 「進歩的基督教徒は…… - 進歩的基督教徒は唯に科学と宗教の調和を信ずるの 六項では 「神の内住」という信条が言及され、 近世発達せる科学の基礎 今日の悪弊を矯正せんとして 基督教の使命は、 社会を善良ならしめ 其進歩は寧ろ神学の 八項では 人類同胞主 上に起 「個人

的宗教 ŋ させるために、 より にあらずして思想である。 し」と指摘しているが、 ·新なる知識的物質的状態に其道徳と信仰を通用する」ことを強調したことからもあきらかであろう。 /ます。 高木は、 即 0) 伊 ち神を信ずることによつて、 波の主張と もつ可 我国の基督教会に於ても、 宗教によってあらたな「国民道徳」 能性を否定したあとで、 「進歩的基督教徒」 そのなかに伊波も含まれていたことは、 故に吾々は思想を比較して始めて吾々の間に神の共通的生命の存することを認むるのであ 自ら進歩派と称すると否とに拘はらず、 吾々は容易すく人類同胞の実を挙げることができるのでありま の立場の共通点は、 つぎのようにのべてい を創出しなければならないという使命感であった。 「人類同胞主義」 る 彼が進化論をとりこんで 「吾々が にたいする共感であり、 此の如き見地 精神上 同胞なる事を現はす者は事物 「琉球民族の進歩」 に立つ 基督教徒 伊波は す₈₂ しかし、 それ を説き 頗る多 「民族 なに

65 (2 • 119) 499

教 設するという、 にとっての宗教利用は、 教が社会的に認知されて帝国の国民形成運動の一 湾や朝鮮の てゐます」と伊波がのべたときに、「素性の異なった異民族」 産出して、日本の人心に一大革新を起させんことを希望いたします。 民族を精神的に統 大革新」 たと思われる。 現状はまだそうではない。「日本の政治家は今やこれら素性の異なつた異民族を包容して一大国民を造らうとし は、 「私は鎌倉時代が、 そのための新たな国民道徳を創出し、 が 「殖民地人」だけでなく、 おこすことを「希望」し、「さうい まだ姿をあらわしていない理想への端緒をひらくものであった。「進歩せる宗教」 高木や本多などのメソジスト教会の指導者たちにとって、宗教による国民道徳の再建は、 融合して、 法然や親鸞や日蓮の如き世界的宗教家を産出したやうに、 ヤマト人と新来の雑多な種族とが、 一層偉大な国民となりそして、 沖縄人も、 尚真王時代とくらべられるような繁栄と安定への途をひらくであろう ふ時期が到来したら」と将来を展望する伊波の言葉に、 その人格を「尊敬」されるにはいたっていないと、 翼をになうという役割をあたえられる好機であった。 相互の尊敬にもとづいて「共同生活体」として帝国を建 のなかに沖縄人をふくめていたことを想起すれば、 光栄ある大日本の歴史を辱めぬでありませう」。 さういふ時期が到来したら、 今後の日本がヨリ大なる宗教家を が 日本人は周囲 伊波は認識して 「日本の しかし、 沖縄 キリスト 入心に 一の異 伊波 が お

結びにかえて

か

れた現状にたいする深い苦渋と、

来るべき未来への切々たる思いとを読みとることは、もはや容易であろう。

後 の時代に思索を本格的に開始した伊波普猷をはじめとする沖縄の知識人にとっては、所与の、すでに覆すことなど 独自 の歴史と文化をもっ た沖縄 が、 帝国の もっとも後進的 な一地域としてあつか われるという事態は、 日清戦争以 0

意志に他ならなかった。

と同 感をともなって主張してい 呼び 理 する評価にもとづい 17 てい に は違っていた。 が 考えられ か '根拠とされてきた日琉同祖論 深まりをしめしてい して忠誠をつくすことだという主張の前提にまで高められている。 性や思想性と、 よって、 琉球史の趨勢」と「古琉球の祭政一 たことをみても、 マト人と伍して近代化を推進し、 の 存在 イスの著作に出会ったと思われる。 けつづけていた。 集団に属 ない 沖縄人の固有の歴史と文化により大きな意義をみていたのである。 意味にかか 冷厳な現実であった。この抗い 伊波は、 それとは相容れない文化的伝統への愛着との緊張のなかで思索をつづけて、 していたヤ て、 る。 太田の主張は伊波にたいしても説得力をもってい 沖縄. 東京帝国大学で言語学を専攻して古琉球の韻文である「おもろ」 明治三九年 わる難問だったであろう。 「琉球史の趨勢」は、 たであろう同化論から脱却したことをしめす講演論文である。ここでは、 マト人の内部に、 人は帝国 は、 沖縄人が (一九〇六年) のなかにどのような位置をしめるべきかという思索を深めることを可能にした。 誇り高い帝国臣民になるために、 致を論じて経世家の宗教に対する態度に及ぶ」とはともに、 伊波にとってキリスト教信仰との出会い 個性を発揮することは神からあたえられた義務であり、 がたい現実とどのように向きあうかということは、 二千年にわたって独自の発達をとげてきた沖縄人を回帰させてい 彼が の 伊波よりもまえの世代には同化論を説く太田朝敷が 「沖縄人の祖先に就て」 |沖縄人の祖先に就て」において、 琉球史をつらぬく趨勢とは、 たと思われ 風俗習慣言語をヤマ が太田よりも徹底した同 伊波は、 は る。 この沖縄の歴史と文化にたい 同化論のもつ功利主義的. しかし、 おそらくはなんらか を研究し、 トのそれ キリスト教信仰に出会 伊波の立場 伊波にとってはみず 遙かな昔に沖 それまで同 そのような思索 同時に帝国 その知識と経験 に 化論を主張 お 致させよと ŋ は太田 沖 化 な合 縄人

沖縄人にみずからの存在のもつ固有の意義を疑ってはならないと呼びかけるこの主張は、 信仰にもとづく確信の表

明であっ 及ぶ」は、 は に していた。 むかっており、 するものであった。 ち に融合させるものであった。 つらぬく主題である。 う点については、 むけられてい 「進歩的基督教」 その証左であると同時に、 た。 しかし、 そのような議論を展開するための演説であった。 そのために、 歴史のなかにあらわれた神の意志をどのように読み解き、 る。 この演説では、 なんら具体的な議論はされていない。「古琉球の祭政一致を論じて経世家の宗教に対する態 「琉球史の趨勢」で説かれた神への愛としての個性の発揮という主張は、 のみが、拡大しつつある帝国の統一性を維持すべき、あらたな国民道徳を形成しうることを示唆 神への愛と一体のものとしての隣人愛が社会をどのように導きうるかということが、 隣人愛は、 そこでは、 尚真王の仏教信仰が海上王国の輝きにふさわしい安穏な国内状態を実現したということ 明治末期においては、 他集団を自集団と平等に遇する国民道徳を形成し、異種の集団を一個の共同生活体 伊波の視線はより地上的なもの、 帝国のなかで沖縄人とヤマト人とがどのようにして対等な関係を構築するかと 科学や社会状勢の進展に対応できる「進歩せる宗教」、 「琉球史の趨勢」 すなわち、 それにどのように応えるかという点に集中 においては、 信仰が社会のあり方にあたえる影響 伊波の眼は、 このように隣人愛によ ζJ わ ば すなわ 天に 度

すめるという太田の主張も、 まほしき未来が直ちに現実のものになるわけではない。 個性を発揮できる国家であるはずであった。 の か 尚真王の王国をはるかに大きな規模で再現するような帝国は、 体性の維持に両立させうる方向を見出したのである。 そのようにい えば、 おなじように希望であった。みずからの発想と力によっては眼前の理不尽な状況をかえ 他府県人と対等な誇り高い帝国臣民になるために、 伊波は信仰のなかで、 その意味では、 もとより、 視同仁の政策のもと、 沖縄人の文化と伝統にたいする誇りと愛着を、 二つの演説で伊波は希望を語ったにすぎない。 そのような方向がしめされたとしても、 言語風俗習慣を同化し、 沖縄人がヤマト人と対等に 近代化をす あら

玉

る帝国の内的統

一を展望して完成されたことになる。

ることのできない者は、 絶望に逃避するか、あくことなく希望を語るかしかない。 信仰は、 伊波に、 出口のみえない

暗がりのなかで、輝かしい希望を語らせつづけたのである。

二 三教会同――ナショナリズムとキリスト教

- テスト、 人にくらべれば一パーセントにみたない。石川政秀『沖縄キリスト教史』、 沖縄では明治三〇年代からメソジスト教会の信徒数が急速に伸び、石川政秀は「一九一八年 カトリック(奄美地方)は合せて五千人もいたと言われる」と紹介している。 いのちのことば社、 しかし、 一九九四年、二二九頁。 (大正七) メソジスト、 当時の沖縄の総人口五八万
- (2) 信夫清三郎『日本政治史』第三巻、南窓社、一九八○年、三五七頁。
- (3) 同書、三五四頁。
- (5) 司書、二八九頁。(4) 同書、三五八頁。
- (5) 同書、二八九頁。
- (6)『国木田独歩全集』第三巻、学習研究社、一九六四年、
- 信夫清三郎『日本政治史』第四巻、南窓社、一九八二年、一九頁。

四七一頁。

7

- (8) 同書、二二―二八頁。
- (9) 同書、四二、四八頁。
- (10) 同書、五七頁。
- (11) 同書、六七頁。
- (12) 『沖縄毎日新聞』明治四五年一月二七日。
- 『大阪朝日新聞』明治四五年一月二一日。

13

- (14) 同。
- (15)『大阪朝日新聞』明治四五年二月七日。
- (16) 『大阪朝日新聞』明治四五年二月二一日。
- 沖縄毎日新聞 明治四五年一月二七日。 『大阪朝日新聞』 明治四五年二月二四日。

 $\widehat{20}$

- 18 『護教』一〇七〇号、 明治四五年二月二日。
- 19 『沖縄毎日新聞』 明治四五年三月一五日。

岸本英夫編『明治文化史』第六巻、

宗教編、

九五四年、

三五五頁。

(以後

『明治文化史』と略記)

岡田哲蔵

『本多庸

- 21 伝』、日独書院、一九三五年、 西周他『明治哲学思想集』、 筑摩書房、 100-101頁。 一九七四年、 一二四—一二五頁。
- 22 同書、 一三一頁。
- 23 同書、 一三五頁。
- 24 気賀、 前掲書、一四三—一四四、二九三頁。
- 25 『明治文化史』、四二一頁。
- 26 『護教』一〇六六号、 明治四五年一月五日。
- 27 岡田、前掲書、二〇三頁。
- 28 『護教』 一〇六九号、 明治四五年一月二六日。
- 『護教』一〇七〇号、 明治四五年二月二日。
- 同。

 $\widehat{30}$

29

31

- 『沖縄毎日新聞』 明治四五年三月六日。
- 32 伊波月城のほかにもこのように神学教育をうけた者を記者に擁しており、 スト者がしばしば登場していた。 『沖縄毎日新聞』は、キリスト教にたいする親和性においては他の新聞にくらべて際立っていた。この新聞はさきにふれた 紙面には山路愛山や高木壬太郎などの有力なキリ
- 33 『沖縄毎日新聞』 明治四五年三月五日。
- 35 沖縄毎日新聞 明治四五年三月二〇日。

34

"沖縄毎日新聞

明治四五年三月一七日、

一八日。

- 36 ·沖縄毎日新聞 明治四五年三月五日。
- 37 石川、 前掲書、 一七三——七四頁。
- 38 明治文化史』、三六八頁。

三 宗教と国民道徳――古琉球の祭政一致論

- (1) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月三〇日。
- (2) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二〇日。
- (3) 『護教』一〇六九号、明治四五年一月二六日。
- (4) 『護教』一〇六六号、明治四五年一月五日。
- 6 $\widehat{5}$ ない」と主張している。 石田正治 戦前から日本メソジスト教会の牧師であった妹尾活夫師からご教示いただいたところでは、 ゲルナー (Ernest Gellner) 「統合の言説としての日琉同祖論」(『法政研究』六一巻三―四号、二七六頁)参照。 Ernest Gellner, Nations andNationalism, Oxford, Basil Blackwell, p.55. この議論にかんしては、 は「国民という人間集団 (nation) を出現させるものはナショナリズムであり、 それ以外では
- 住伝道者とよばれる主だった信徒が毎週自宅で家庭集会をひらいており、この集会の場で『護教』が配付され、 が 記述に不正確な部分があれば、 遠のきはじめた信徒の家には、定住伝道者が それは筆者の責任である。 『護教』をもっていって状況をたずねたものであった。 メソジスト派の教会では、 言うまでもなく、こ 集会から足 定
- (7) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二〇日。
- (8) 同。
- 9 会雑誌』第六巻第一号、 河上肇「崇神天皇ノ朝神宮皇居ノ別新ニ 一四八頁)。 起リシ事実ヲ以テ国家統一ノ一大時期ヲ画スモノナリト云フノ私見」(『京都法学
- (10) 同論文、一三六—一三七頁。
- (11) 坂本太郎他校注『日本書紀』、岩波書店、一九九四年、一四三、二七九頁。
- (1) 河上、前掲論文、一三八—一三九頁。
- $\widehat{14}$ 13 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二一日。 同論文、 一三九頁。 河上は 「祖先崇拝」と 「祖神 の崇拝を同 のものとして議論してい
- (5)可二、竹易侖と、一回三丁。
- (15) 河上、前掲論文、一四三頁。
- (16) 同論文、一四四頁。

- (17) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二一日。
- $\widehat{18}$ 河上、前掲論文、一四七—一四八頁。日本書紀の原文は河上の引用にもみえるが、 誤植があるために、 坂本太郎他校注
- (19) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二一日。『日本書紀』、五〇五頁によった。
- (20) 河上、前揭論文、一四六頁。
- (21)『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二三日。
- (22) 同。

23

同。

- 5 24 可。同。
- (25) 同。
- (26) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二四日。
- (27) 同。
- (28) 『伊波普猷全集』第一巻、四三四頁。
- (29) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二四日。
- $\widehat{30}$ あるが同じ法に包まれていることにおいて平等であると考えられる。「法は平等の教へなり」。『岩波仏教辞典』、岩波書店、 同。 沖縄毎日新聞」 明治四五年三月二四日。 仏教においては、 万物の存在は法の立場によって認識される。万物は多様で
- 一九八九年参照。
- (31) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二四日。
- 32 理自ら通ず、何事か成らざらん」と具体化され、さらに、それに到るための方策が個々の条文としてしめされていて、 なかに、 本太郎編『聖徳太子全集』第一巻、 かれ」、「群卿百官、 -十七ケ条憲法」には、「和」という治世の理想がかかげられ、それは「上和ぎ、下睦びて、事を、論うに諧うときは、 (編) 「群卿百寮、 『聖徳太子』、一九七〇年、中央公論社、 早く朝りて晏く退でよ。公事鹽なし。終日にも尽くしがたし」という条文がみえる。 礼をもって本とせよ。それ民を治むる本は、 龍吟社、 一九四二年、 四〇七 四〇九頁。「和」 五四七—五四八頁。 かならず礼にあり」、「国司・国造、 の理想については、 聖徳太子奉讃会監修・坂 百姓に斂めとることな 訓読については、 その 事

- 33 「沖縄毎日新聞」 明治四五年三月二四日。
- $\widehat{34}$ 同。
- 35 36 同。 同
- 37 同
- 38
- 39 40 同。 同。
 - 「沖縄毎日新聞」 明治四五年三月二五日。
- 41 信徒はキリストの犠牲を思ってみずからの生活を厳粛に律するよう教えられ、 とらえて、人はそれによって救われたとするだけではなく、 福岡女学院短期大学の中川憲次師のご教示によれば、

メソジストの信仰においては、

キリストの犠牲をまた自らも背負うことが重要な意味をもつ。

キリストの犠牲をたんに贖罪として

- が、自己犠牲という言葉で主張される。 いうまでもなく、 不正確な部分があるとすれば、 自己の世俗的な利害を放棄することの重要性 筆者の理解不足によるものである。
- $\widehat{42}$ 『伊波普猷全集』 第一〇巻、 四七—四八頁。
- $\widehat{43}$ 同書、 四八頁。

44

45

- たとえば、「マタイによる福音書」二二章三七一三九節。
- たとえば、『護教』一〇六九号、 明治四五年一月二六日。
- 46 可 '用之聖母入滅日於国家具禁過焉」という部分である。 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二五日。 伊波が言及しているのは、 『伊波普猷全集』 この碑文の 第一 巻、 四四一頁。 「仙岩曰非道儀也当君曰朕惟此道凶事也不
- 47 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二五日。
- $\widehat{48}$
- 49 沖縄毎日新聞』 明治四五年三月二六日。
- $\widehat{50}$ 「伊波普猷全集」 第 一巻、四四二頁に従った。

ルビは

- 51 沖縄毎日新聞 明治四五年三月二七日。
- 52 『沖縄毎日新聞』 明治四五年三月二八日。

- $\widehat{53}$ ささえる重要な脇役である「忠孝婦人」の玉栄は、「大川敵討」では泊として登場し、 話だが、そのなかで、 村原夫人とは「御神一つの近おんぱだん」と語る。伊波は、 同。「忠孝婦人」は「大川敵討」の異本であり、忠臣「村原のひや」(村原大親)が陰謀によって倒された主家の仇を討 村原の妻である「乙樽」は、 人質として連れ去られた若君を智略をつくして奪回する。村原の活躍を これに語釈をほどこして、「祖神を同じうする近い親類」と記し 観客にむかって自己紹介して、 自分は
- (4) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二八日。

ている。『伊波普猷全集』

第三巻、一九七四年、二〇三頁。

- (55) 同。
- (56)『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二六日、同二七日。
- (57) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二八日。
- (5) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二九日。

59

同同

『沖縄毎日新聞』

明治四五年三月三〇日。

明治四五年三月二九日。

63 同。 $\widehat{62}$ $\widehat{61}$ $\widehat{60}$

"沖縄毎日新聞

- 64 同。
- (65) 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月三〇日。
- 66) 同。

67

68

- 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月二五日。
-)『沖縄毎日新聞』明治四五年三月三〇日。
- 69 同。
- (70) 同。
- 72 71 同。同。

伊波普猷における信仰と愛郷主義 (二・完) (石田)

- 73 同。
- 『沖縄毎日新聞』明治四五年一月二八日。
- 75 74 『沖縄毎日新聞』

明治四五年三月三〇日。

77 同。 76

同。

- 78
- 79 高木壬太郎「進歩的基督教徒の立脚地」(『日本及日本人』明治四〇年九月一五日、二二頁)。
- $\widehat{80}$ 同論文、二二—二三頁。
- 同論文、二三—二四頁。 同論文、二五頁。
- 同。 『沖縄毎日新聞』明治四五年三月三〇日。

82 81

83

「沖縄毎日新聞」 の引用は、 沖縄県立図書館所蔵のマイクロフィルムによった。 (付記)